

令和6年度 第1回茨木市スポーツ推進審議会

資 料

案件1 関係

(1) 茨木市スポーツ推進計画実施状況	1～30
(2) スポーツ施設利用状況（令和3年度～令和5年度）	31～34
(3) スポーツ教室参加状況（令和3年度～令和5年度）	35
(4) スポーツ大会参加状況（令和3年度～令和5年度）	36～37
(5) 総合型地域スポーツクラブの教室実施状況	38～41

案件2 関係

(1) 茨木市スポーツ大会関係事業補助金	42～44
(2) 茨木市体育協会事業補助金	45～47
(3) 提案公募型スポーツ推進事業補助金	48～54
(4) 茨木市トップアスリート支援事業補助金	55～59

案件3 関係

(1) 第47回三島地区総合体育大会結果及び得点表	60
(2) 第77回大阪府総合体育大会結果	61

茨木市スポーツ推進計画実施状況

1 計画の進行管理

茨木市スポーツ推進計画（令和4年3月改訂）の「基本目標」に基づき、スポーツ推進課を主管課に、庁内関係課と連携を図り、「施策の方向性」ごとに定めた「具体的施策」に沿って施策や事業の展開を図ります。

すべての市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、健康で豊かに暮らせるまちづくりを目指して、毎年進行管理を行い、計画の実効性確保に努めます。

2 計画期間

平成28年度から令和8年度まで（11年間）

本市におけるスポーツを取り巻く環境の変化や国や府の関連計画の改定、及び本計画の進捗状況を踏まえ、計画の目標である生涯スポーツ社会の実現を目指して、令和4年3月に本計画の改訂を行った。

3 記載内容

基本目標	本計画の基本理念を実現するために2つの基本目標を記載しています。
施策の方向性	基本目標の達成に向け施策の方向性を記載しています。
具体的施策	施策の方向性に沿って実施する具体的な取組みを掲載しています。
主な施策	具体的施策に向けての主な施策を掲載しています。
取組内容	具体的施策を短期的・当面取り組む内容を掲載しています。
担当課	取組みの担当課を記載しています。
実施年度	各年度の実績、実施予定を記載しています。

基本目標 1 健康増進・生きがいつくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (1) 多様な生涯スポーツの普及・啓発

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
①スポーツの普及・啓発	市広報誌等によるスポーツ関連記事の定期的な発信	<p>身体を使った遊びやスポーツの大切さ、健康づくりの重要性について、市広報誌やホームページのほか、小・中学校においてはパンフレットやお便りを通じて定期的な情報発信に努めます。</p> <p>また、高齢になって筋力や活動量が低下することで病気や機能障害になりやすい状態「フレイル」について、情報発信し、その予防のための身体活動等の重要性を市民に周知します。</p>	<p>スポーツ推進課 学校教育推進課 長寿介護課</p>	<p>(スポーツ推進課) 市広報誌やホームページで、市体育協会加盟団体や指定管理者等が市民体育館・市民プール等で行っている各種教室や、市主催のスポーツ大会・イベント情報の掲載を行った。</p> <p>(学校教育推進課) 小・中学校においてはホームページやお便りを通じて定期的な情報発信に努めた。</p> <p>(長寿介護課) 広報誌や市ホームページ、チラシ等により介護予防教室の周知・啓発に努めた。また、セルフマネジメントの重要性について、はつらつパスポート～みんなで元気編～などを活用し、周知・啓発に努めた。</p>	<p>(スポーツ推進課) 継続</p> <p>(学校教育推進課) 継続</p> <p>(長寿介護課) 継続</p>
	「スポーツ推進期間」の設定	<p>毎年10月を「スポーツ推進期間」とし、スポーツ施設等の公共施設にポスターの掲出、チラシの配布などによる広報を実施します。</p>	<p>スポーツ推進課</p>	<p>「地区スポーツ・レクリエーション大会」 市内32地区のうち31地区で実施 開催日：10月13日ほか 参加人数：24,143人</p>	<p>継続</p>

基本目標 1 健康増進・生きがいつくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (1) 多様な生涯スポーツの普及・啓発

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
①スポーツの普及・啓発	関係団体と連携した広報活動の推進	体育協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員協議会等の関係団体と連携し、広報活動の共同企画・運営を推進します。	スポーツ推進課	広報誌や市ホームページに、市体育協会加盟団体、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員協議会等が行っているスポーツ教室の内容を掲載した。	継続
	トップアスリートへの支援と交流の機会づくり	市民のスポーツへの興味・関心の向上、活動へのきっかけづくり、競技力の向上を図るため、オリンピック・パラリンピック選手などへの支援やトップアスリートとの交流の機会づくりに努めます。	スポーツ推進課	「トップアスリート交流事業」 小・中学生を対象にトップアスリートとの交流を通じて、初心者にはスポーツに取り組むきっかけとし、経験者には技術向上を目的としたイベントを開催した。 大阪エヴェッサのバスケット教室 (合田選手、飯尾選手) 初心者50人、経験者35人	継続
	本市のスポーツ応援気運の醸成	市内外で活躍する本市のスポーツ選手やチームを市民が一丸となって応援する気運を醸成する。	スポーツ推進課	(スポーツ推進課) 本市にゆかりのある選手の世界大会などでの活躍について、市ホームページで紹介を行った。 トップアスリート支援事業補助金の交付等の支援を行った。 特別支援指定選手：5人 その他支援：支援企業の募集、広報誌・ホームページでの選手紹介。	(スポーツ推進課) 継続 継続 (次頁に続く)

基本目標 1 健康増進・生きがいづくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (1) 多様な生涯スポーツの普及・啓発

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
①スポーツの普及・啓発	本市のスポーツ応援気運の醸成	市内外で活躍する本市のスポーツ選手やチームを市民が一丸となって応援する気運を醸成します。	秘書課	<p>(秘書課) 市民又は本市の縁故に深い者で、スポーツ活動等において卓越した成果を挙げ、市民が郷土の誇りとして深く敬愛するものに対し、茨木市市民栄誉賞を贈呈している。また、市民又は本市にゆかりのある個人若しくは団体で、文化、スポーツ活動等において多大な功績をあげ、広く市民に夢と希望と感動を与え、本市のイメージアップに貢献したものに対して、「キラリいばらき大賞」を贈呈している。</p> <p>(秘書課) 本市の文化・スポーツ活動等の振興及び活性化を図ることを目的に、文化、スポーツ等に関する全国的規模又は国際的規模の大会に出場する個人又は団体に対し、激励金を交付している。 <参考>令和5年度のスポーツ活動に対する激励金交付件数 【世界・団体】2件 【世界・個人】22件 【全国・団体】7件 【全国・個人】66件</p>	<p>(秘書課) 継続</p> <p>(秘書課) 継続</p>
②スポーツに関する情報の積極的発信	運動・スポーツに関する相談支援体制の充実	体育協会やスポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブなどと連携し、市民のニーズに沿った運動やスポーツの紹介のほか、運動やスポーツを行う上での基礎知識や新しい生活様式に対応した対策への相談・助言等を行う相談支援体制の充実を図ります。	スポーツ推進課	総合型地域スポーツクラブにおいて、地域住民に対し運動やスポーツに関する相談対応等の支援を行った。	継続

基本目標 1 健康増進・生きがいづくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (1) 多様な生涯スポーツの普及・啓発

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
②スポーツに関する情報の積極的発信	市広報誌・ホームページ等を活用した情報発信	市広報誌やホームページのほか、SNS等を活用し、市内のスポーツ関係団体に関する広報をはじめ、各種大会やスポーツ教室、新しい生活様式に対応した対策などに関する情報発信を推進します。	スポーツ推進課	<p>利用者のニーズに合った情報をリアルタイムに発信できる市総合アプリやSNSを活用して、大会やスポーツイベント情報の提供を行った。</p> <p>本市にゆかりのある選手の世界大会などでの活躍について、市ホームページで周知を行った。 【再掲】</p>	<p>継続</p> <p>継続</p>
③誰もが楽しめるスポーツの普及・啓発	ニュースポーツの研究・開発	市民ニーズや他自治体の動向等を把握しながら、性別や年齢、障害の有無等に関わらず、誰もが楽しく取り組めるニュースポーツの研究に、スポーツ推進委員協議会等と連携して取り組みます。	スポーツ推進課	<p>「ボッチャ体験会」 市内各障害者事業所を対象に、ボッチャの普及のため実施した。 開催回数：11回 参加者総数：86人</p> <p>「ニュースポーツ教室」 市民体育館・福井市民体育館で、毎月4回実施した。 開催回数：45回 参加者総数：1,566人</p>	<p>継続</p> <p>継続</p>

基本目標1 健康増進・生きがいづくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】(2) スポーツを通じた健やかな子どもの育成

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
①親子で楽しむスポーツ活動の充実	親子・家族でスポーツを楽しむことができるイベント等の充実	地区体育祭や各種スポーツイベントにおいて、親子・家族で楽しむことができる種目の導入を促進し、その機会の充実を図ります。 また、それらを紹介したり、指導したりする教室の開催等の取組を進め、スポーツに親しむ機会を充実します。	スポーツ推進課	「地区スポーツ・レクリエーション大会」 市内32地区のうち31地区で実施 開催日：10月13日ほか 参加人数：24,143人 【再掲】	「地区スポーツ・レクリエーション大会」 継続 【再掲】
	子どもたちの好奇心をひきつける外遊びやスポーツ体験の充実	放課後子ども教室のほか、子どもたちの冒険心や探求心をくすぐり、わくわくするような外遊びを推奨する行事や教室を開催するとともに、関係団体と連携し、トップアスリートや人気の高い選手と一緒にスポーツができる機会の充実に努めます。	社会教育振興課 スポーツ推進課	(社会教育振興課) 放課後子ども教室を市内全32小学校区で実施 延べ実施日数：2,066日 延べ参加児童：259,213人 体験プログラム：タグラグビー、サッカー、ダンス、ソフトバレーボール、バスケットボールなど (スポーツ推進課) 「キッズスポーツフェスタ」 市体育協会及び(株)ガンバ大阪、立命館大学等と連携し、市内在住の小学生を対象に、スポーツに興味・関心を持つ子どもの育成を図ることを目的としてスポーツの体験イベントを実施した。 5月27日・28日、19種目1,424人	(社会教育振興課) 継続 継続 5月25・26日 「キッズスポーツフェスタ2024」 南市民体育館、東市民体育館、中央公園、西河原南庭球場、立命館OICフィールド 22種目 1,343人 (次頁に続く)

基本目標1 健康増進・生きがいつくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (2) スポーツを通じた健やかな子どもの育成

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
①親子で楽しむスポーツ活動の充実	子どもたちの好奇心をひきつける外遊びやスポーツ体験の充実	放課後子ども教室のほか、子どもたちの冒険心や探求心をくすぐり、わくわくするような外遊びを推奨する行事や教室を開催するとともに、関係団体と連携し、トップアスリートや人気の高い選手と一緒にスポーツができる機会の充実に努めます。	社会教育振興課 スポーツ推進課	「トップアスリート交流事業」 小・中学生を対象にトップアスリートとの交流を通じて、初心者にはスポーツに取り組むきっかけとし、経験者には技術向上を目的としたイベントを開催した。 6月4日 大阪エヴェッサのバスケット教室 (合田選手、飯尾選手) 初心者50人、経験者35人 【再掲】	継続 【再掲】

基本目標1 健康増進・生きがいつくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (2) スポーツを通じた健やかな子どもの育成

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
①親子で楽しむスポーツ活動の充実	市広報誌・ホームページを活用した情報発信	親子や家族等で身体を動かして楽しむことができる公園等の施設のほか、子どもたちの健全な発育・発達に有効な運動やスポーツイベント・教室の開催に関する情報などを市広報誌やホームページ等により紹介し、広く利用してもらえるよう周知に努めます。	公園緑地課 スポーツ推進課	(公園緑地課) 市広報誌や情報冊子、ホームページ等において公園施設の情報を発信した。 (スポーツ推進課) 様々なスポーツイベントを広報誌・市ホームページ・SNSを活用して周知した。	(公園緑地課) 継続 (スポーツ推進課) 継続
	親子や家族ぐるみで行う体力づくり	家族ぐるみでスポーツに取り組むため、親子でできる基礎体力づくりを目的とした教室の開催、乳幼児を養育している親と子が一緒に参加できる運動プログラムの実施など、親子や家族ぐるみで体力づくりができる機会を充実します。	スポーツ推進課	「謎解きウォーキング」 9月30日～1月31日 3,092人 子育て世代を中心とした多くの市民が「謎解き」をテーマに、「ウォーキング」を親子で学び・楽しむことができるイベントを実施した。	継続 9月28日～12月31日

基本目標1 健康増進・生きがいつくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (2) スポーツを通じた健やかな子どもの育成

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
② 小・中学校における体力向上の取組の推進	子どもの元気力向上プロジェクトの推進	<p>全国体力・運動能力、運動習慣等調査や市教育委員会が実施するアンケート等の結果分析、検証等を行い、小・中学校における体力向上の方向性を検討し、全小・中学校において体力向上を目指した授業を推進します。</p> <p>また、体力、健康教育、食育を総合的に捉え、元気力と称し、各校の元気力向上担当者が定期的に研修や情報交換を行う「元気力向上担当者連絡会」を開催するとともに、市内小・中学校で、公開授業研究会を開催し、体育の指導方法を学び、小・中学校の体育授業のあり方について情報交流を実施します。</p>	学校教育推進課	<p>(学校教育推進課)</p> <p>体力向上に加え、食育、運動習慣、健康を元気力とし、自分のからだを大切にできる子どもの育成をめざす。</p> <p>小中学校の体力向上担当で組織する「子どもの元気力向上担当者会(研修会)」の開催(年間3回)やガンバ大阪と連携した保健体育の授業づくりを行い、公開授業研究会(年間1回)の実施、「茨木っ子運動」の活用など、子どもの体力向上に資するための取組を行う。</p>	<p>(学校教育推進課)</p> <p>継続</p>

基本目標1 健康増進・生きがいつくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (2) スポーツを通じた健やかな子どもの育成

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
② 小・中学校における 体力向上の取組の推進	茨木っ子運動の活用	体幹を鍛える「茨木っ子運動」を保育所、幼稚園、小・中学校で活用します。	学校教育推進課 保育幼稚園総務課	(学校教育推進課) 幼稚園・保育所・小学校の保育・体育授業において「茨木っ子運動」を活用し、子どもの体力向上・コーディネーション能力の向上につなげることができた。 (保育幼稚園総務課) 【保育所】リトミックや散歩などに取り組み中で体づくりの一つとして「茨木っ子運動」を保育の中に取り入れていき、職員の中でも意識し計測して体力の向上に取り組みました。 【幼稚園】しなやかな体・バランス感覚を養う事ができるように、幼稚園でも各歳児の成長に合わせて、「茨木っ子運動」の動きを取り入れ、継続して取り組みました。	(学校教育推進課) 継続 (保育幼稚園総務課) 【保育所】 継続 【幼稚園】 継続
	小・中6年間（小4～中3）の体力テストの実施	小学4年生から中学3年生までの6年間、全市的にスポーツテストを実施し、記録をデータ化して個人カルテを作成します。児童・生徒が自分の身体と向き合い、運動の必要性を理解し、運動に対する意欲を高める機会を設けます。 また、データを分析して、小・中学校での体育の授業改善や取組の推進に活用します。	学校教育推進課	小学3年から中学3年の児童生徒を対象に、体力テストを実施し、個人データは児童生徒一人ひとりの体力向上に、学校データは体育授業の充実・改善につなげる。	継続
	その他		保育幼稚園総務課	【保育所】昨年度の評価をもとに、子どもが自ら体を動かすことが楽しいと感じられるように乳幼児期から計画的にリトミックや散歩を継続し体力の向上に努めました。 【幼稚園】昨年度の評価をもとに、自ら体を動かしたくなる環境構成の工夫を行い、一日の生活の中で必要な運動量が確保できるよう継続的に取り組みました。また、自発的に取り組む遊びの中で、体を動かす楽しさを感じ、体力の向上に努めました。	【保育所】 継続 【幼稚園】 継続

基本目標1 健康増進・生きがいつくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (2) スポーツを通じた健やかな子どもの育成

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
③ 学校部活動の充実	学校体育施設の適切な維持管理	生徒が安心して部活動に取り組むことができるよう、体育館やグラウンド、関連設備の整備や改修など、安全な施設環境の維持に努めます。	施設課	生徒が安心して活動できるよう、運動器具等の安全点検、体育館やグラウンド、関連設備の整備や改修など、安全な施設環境の維持に努めた。	継続
	研修体制の充実	教員が専門的な知識、技術などを学ぶ機会を確保するため、既存の体育指導法の研修内容に加え、競技団体が開催する各種指導者研修会などの情報発信に努めます。	学校教育推進課	教員が専門的な知識、技術などを学ぶ機会を確保するため、既存の体育指導法の研修内容に加え、競技団体が開催する各種指導者研修会などの情報提供に努め、研修を進めた。	継続
	部活動指導員の配置	中学校の部活動を充実するため、専門知識や技術を有する部活動指導員の配置等を行っています。	学校教育推進課	部活動において専門的な技術指導力を備えた適切な指導者を必要とする市立中学校に対し、市教育委員会が指導者を派遣することにより、学校における部活動の充実を図る。加えて、部活動の顧問として勤務する会計年度任用職員を、部活動指導員として配置した。	継続

基本目標1 健康増進・生きがいつくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (2) スポーツを通じた健やかな子どもの育成

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
③ 学校部活動の充実	関係機関・団体との連携	生徒が安心して部活動に取り組むことができるよう、専門的な知識や技術を備えた地域の医療機関、関係団体、指導者との連携を図り、事故防止に向けた安全への配慮やスポーツ障害の早期発見・予防に努めます。なお、中学校体育連盟と連携し、さらに体力の向上や協調性、克己心、フェアプレーの精神を育むとともに、体育・スポーツ活動の推進を図ります。	学校教育推進課 スポーツ推進課	(学校教育推進課) ガンバ大阪と連携し、地域社会への貢献と子ども達の健全育成を推進するため、北摂小中学生応援デーのホームゲーム招待を実施した。 (スポーツ推進課) 教育委員会と連携し、中学体育連盟主催の大会会場使用について、市体育協会加盟団体等と調整を行った。	(学校教育推進課) 継続 (スポーツ推進課) 継続
④ 子どもを対象としたスポーツ活動の充実	運動・スポーツのきっかけづくりの推進	幼児期から身体を動かす楽しさを体感させ、運動やスポーツを生活の一部として習慣化させるため、体育協会やスポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体と連携し、幼児や小学生を対象としたスポーツ教室などの開催を支援します。	スポーツ推進課	「キッズスポーツフェスタ」 市体育協会及び(株)ガンバ大阪、立命館大学等と連携し、市内在住の小学生を対象に、スポーツに興味・関心を持つ子どもの育成を図ることを目的としてスポーツの体験イベントを実施した。 5月27日・28日、19種目1,424人 【再掲】	継続 5月25・26日 「キッズスポーツフェスタ2024」 南市民体育館、東市民体育館、中央公園、西河原南庭球場、立命館OICフィールド 22種目 1,343人 【再掲】

基本目標1 健康増進・生きがいつくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (2) スポーツを通じた健やかな子どもの育成

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
④ 子どもを対象としたスポーツ活動の充実	子どもたちの好奇心をひきつける外遊びやスポーツ体験の充実【再掲】	放課後子ども教室のほか、子どもたちの冒険心や探求心をくすぐり、わくわくするような外遊びを推奨する行事や教室を開催するとともに、関係団体と連携し、トップアスリートや人気の高い選手と一緒にスポーツができる機会の充実に努めます。	スポーツ推進課 社会教育振興課 学校教育推進課	<p>「トップアスリート交流事業」 小・中学生を対象にトップアスリートとの交流を通じて、初心者にはスポーツに取り組むきっかけとし、経験者には技術向上を目的としたイベントを開催した。 6月4日 大阪エヴェッサのバスケット教室 (合田選手、飯尾選手) 初心者50人、経験者35人 【再掲】</p> <p>(社会教育振興課) 放課後子ども教室を市内全32小学校区で実施 延べ実施日数：2,066日 延べ参加児童：259,213人 体験プログラム：タグラグビー、サッカー、ダンス、ソフトバレーボール、バスケットボールなど 【再掲】</p> <p>(学校教育推進課) ガンバ大阪と連携し、地域社会への貢献と子ども達の健全育成を推進するため、北摂小中学生応援デーのホームゲーム招待を実施した。 【再掲】</p>	<p>(スポーツ推進課) 継続 【再掲】</p> <p>(社会教育振興課) 継続 【再掲】</p> <p>(学校教育推進課) 継続 【再掲】</p>

基本目標1 健康増進・生きがいつくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (2) スポーツを通じた健やかな子どもの育成

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
④ 子どもを対象としたスポーツ活動の充実	地域における子どもの居場所づくり	放課後や休日に自由につどい、運動やスポーツ活動、地域住民との交流等ができる居場所づくりを進めます。	地域福祉課 こども政策課	(地域福祉課) 多世代交流センターにおいて、前年度に引き続き、感染症拡大防止策等を講じた上で、世代間交流事業をはじめとする子どもと高齢者が交流できる各事業を企画し、開催した。なお、開催にあたっては自習室と子どもフリールーム等を活用した。 (こども政策課) ユースプラザ事業において、子ども・若者の社会体験の一環として、卓球やバスケットボール、Eスポーツ等のスポーツ活動を実施した。 実施回数 72回	(地域福祉課) 前年度に引き続き、自習室・子どもフリールーム・各室を効果的に活用し、多世代交流センターにおいて子どもと高齢者が交流できる世代間交流事業の実施のほか、子どもを対象にした事業を企画する。 (こども政策課) 継続
④ 子どもを対象としたスポーツ活動の充実	中・高校生や若者が参加しやすいスポーツの参加機会の充実	運動部の活動を行っていない中学生・高校生やスポーツに接する機会の少ない若者が気軽にスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブと連携し、ニュースポーツを取り入れた魅力あるスポーツ教室等の開催を検討します。	スポーツ推進課	総合型地域スポーツクラブと連携し、中・高校生や若者が参加しやすい教室を市ホームページで掲載し、周知を行った。 種目：バドミントン、ヒップホップダンス、卓球、少林寺拳法、テニスなど 資料「総合型地域スポーツクラブの教室等実施状況」 38～41頁参照	継続

基本目標1 健康増進・生きがいつくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (3) 成人のスポーツへの参加機会の充実

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
①スポーツを通じた健康づくり	運動・スポーツを通じた成人の健康増進	体力テストなどの開催を通じ、一人ひとりの体力等に応じた運動やスポーツによる健康の増進を図ります。	スポーツ推進課	「新体力テスト」 令和5年度は休止	「新体力テスト」 新体力テストの実施 ・20歳～64歳 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とび ・65歳～79歳 握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足立ち6分間歩行、10m障害物歩行 9月1日：市民体育館 実施予定
	運動・スポーツを気軽に楽しむためのツールの開発・普及	市民が気軽に運動やスポーツに親しめるよう、家庭でできる運動プログラムの作成やウォーキングマップの有効利用を図るなど、運動やスポーツを気軽に楽しむためのツールの開発・普及に努めます。	スポーツ推進課 健康づくり課	(スポーツ推進課) 「ニュースポーツ教室」「ウォーキング講習会」「謎解きウォーキング」実施の際に、おおさか健活マイレージ「アスマイル」を活用した。 (健康づくり課) ・おおさか健活マイレージ「アスマイル」を活用した「いばらき健活ポイント」を実施した。 市民登録者数17,539人(令和6年3月末時点) ・アスマイルアプリの機能であるウォークラリーに、新たに市内中心部を巡るコース設定を行った。	(スポーツ推進課) 継続 (健康づくり課) 継続
②働き世代・子育て世代のスポーツへの参加機会の充実	健康やスポーツに関する情報提供と市民意識の高揚	普段、運動やスポーツをしていない人の意欲を向上させるため、健康づくりや医学面を含むスポーツ関連情報を積極的に発信し、健康づくりや健康科学に対する市民の意識高揚を促します。	スポーツ推進課 健康づくり課	(スポーツ推進課) 市広報誌やホームページで、市体育協会加盟団体や指定管理者等が市民体育館・市民プール等で行っている各種教室や、市主催のスポーツ大会・イベント情報の掲載を行った。 【再掲】 (健康づくり課) ・健活アプリ「アスマイル」を活用し、健康やスポーツイベントなどに関する情報提供を行った。 ・普段の健康づくりやウォーキングなどへのアスマイルの活用について、市広報誌やホームページを通じ、全市民向けに情報発信を行った。	(スポーツ推進課) 継続 【再掲】 (健康づくり課) 継続

基本目標1 健康増進・生きがいをづくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (3) 成人のスポーツへの参加機会の充実

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
②働き世代・子育て世代のスポーツへの参加機会の充実	健康づくり講座や運動・スポーツ教室の参加機会の充実	気軽に参加できるメニューの充実のほか、開催場所や時間、参加費などの再検討を行い、運動やスポーツを行う時間の確保等が難しい働き世代や子育て世代が多く参加できるよう、参加機会の充実に努めます。	スポーツ推進課	<p>(スポーツ推進課) 働き世代が参加しやすい夜間にヨガ教室を開催した。 南市民体育館(金曜日)139人</p> <p>「ニュースポーツ教室」 市民体育館・福井市民体育館で、各月4回実施した。 開催回数:45回 参加者総数:1,566人 【再掲】</p> <p>茨木市役所・市民体育館で、ウォーキング講習会を実施した。 9月23日:34人 3月24日:35人</p> <p>「謎解きウォーキング」 9月30日～1月31日 3,092人 子育て世代を中心とした多くの市民が「謎解き」をテーマに、「ウォーキング」を親子で学び・楽しむことができるイベントを実施した。 【再掲】</p>	<p>継続</p> <p>継続 【再掲】</p> <p>継続 3月23日 実施予定</p> <p>継続 9月28日～12月31日 【再掲】</p>

基本目標1 健康増進・生きがいつくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (3) 成人のスポーツへの参加機会の充実

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
②働き世代・子育て世代のスポーツへの参加機会の充実	親子や家族ぐるみで行う体力づくり【再掲】	家族ぐるみでスポーツに取り組むため、親子でできる基礎体力づくりを目的とした教室の開催、乳幼児を養育している親子と一緒に参加できる運動プログラムの実施など、親子や家族ぐるみで体力づくりができる機会を充実します。	スポーツ推進課	「謎解きウォーキング」 10月1日～11月30日 2,443人 子育て世代を中心とした多くの市民が「謎解き」をテーマに、「ウォーキング」を親子で学び・楽しむことができるイベントを実施した。 【再掲】	継続 9月28日～12月31日 【再掲】
	総合型地域スポーツクラブと連携した成人向けスポーツ活動の推進	総合型地域スポーツクラブと連携し、10歳代後半～50歳代の会員を増やす取組を推進し、運動やスポーツ活動に取り組む市民の拡大を図ります。	スポーツ推進課	総合型地域スポーツクラブと連携し、中・高校生や若者が参加しやすい教室を市ホームページで掲載し、周知を行った。 種目：バドミントン、ヒップホップダンス、卓球、少林寺拳法、テニスなど 資料「総合型地域スポーツクラブの教室等実施状況」 38～41頁参照 【再掲】	継続 【再掲】

基本目標1 健康増進・生きがいつくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】(4) 高齢者スポーツの推進

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
①運動・スポーツを通じた介護予防活動の推進	介護予防講座等の実施	多世代交流センターにおいて、介護予防に役立つ基本的な知識の普及・啓発を目的に、講演会の開催や運動等の実技指導を実施します。	長寿介護課	65歳以上の市民を対象に、運動器の機能向上、認知機能低下予防、閉じこもり予防についての出張講座の開催や筋力向上トレーニング、介護予防体操、介護予防指導者養成研修を実施した。 出張講座 316回 介護予防教室 647回（内訳：はつらつ教室255回、介護予防健康運動教室230回、多世代交流センター介護予防教室162回） 介護予防指導者養成研修 15回 「元気！いばらき体操」について、DVDの販売を9月末で終売し、介護予防教室での実施やオンライン配信など、体操を通じた介護予防の啓発に努めた。	継続 「介護予防健康運動教室」は令和6年3月末で終了し、出張講座の拡充や元気！いばらきマップによる地域の介護予防に資する活動の見える化により、地域で介護予防に参加できる機会の拡充を図る。
	コミュニティデイハウス介護予防事業の推進	各地域において、住民主体で実施するコミュニティデイハウス介護予防事業を推進し、運動器機能向上・認知機能低下予防・口腔機能向上を図る活動を実施します。	長寿介護課	コミュニティデイハウス・街かどデイハウスが、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、介護予防教室（運動器の機能向上、認知機能低下予防および口腔機能向上）を実施し、要介護状態および要支援状態になることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図った。 コミュニティデイハウス 19か所 2,481回 街かどデイハウス 1か所 94回 介護予防事業実施回数計2,575回	継続 コミュニティデイハウス 18か所 街かどデイハウス 1か所 ※令和6年3月末にコミュニティデイハウスが1か所廃止したため、コミュニティデイハウスは計18か所となった。 令和6年度はコミュニティデイハウス・街かどデイハウス全19か所で介護予防教室を実施予定。

基本目標1 健康増進・生きがいづくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (4) 高齢者スポーツの推進

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
①運動・スポーツを通じた介護予防活動の推進	短期集中運動教室の実施	体力に自信のない方を対象に短期間、体の状態に合わせた個別の運動や集団体操、体力測定などを実施します。	長寿介護課	65歳以上の市民で体力の低下を自覚されている方を対象に、1クール10回の介護予防教室を市内公共施設5か所で実施した。 実施回数 196回 実人員175人	継続 各日常生活圏域ごとに4期に分けて開催(5圏域×4期=計20クール)し、より多くの市民に参加機会が得られるようコミュニティセンターや公民館等でも開催していく。 また、介護予防教室に参加されている高齢者に対し、スポーツ推進に携わるスポーツ推進員やボランティアとして活動することについて、チラシによる啓発を行う。
②身近なスポーツ・レクリエーション活動の充実	老人クラブとの連携による健康づくりの推進	老人クラブと連携し、世代に関係なく楽しめ、気軽に参加できるスポーツ教室やイベントなどを企画し、高齢者の健康づくりに資する取組を展開します。 ・ウォークラリーの開催 ・スカイクロス等、ニュースポーツの普及 ・グラウンド・ゴルフの実施 ・体力測定の実施	地域福祉課 スポーツ推進課	(地域福祉課) 老人クラブと連携し、世代に関係なく楽しめ、気軽に参加できるスポーツ教室やイベントなどを企画し、高齢者の健康づくりに資する取組を展開した。 ニュースポーツ大会 市民体育館 (6月2日 参加者31人、10月28日 参加者47人) グラウンドゴルフ大会 中央公園南グラウンド (5月24日 参加者67人、6月13日 参加者47人、10月31日 参加者63人、11月26日 参加者43人) スカイクロス大会 市民体育館 (10月19日 参加者79人) 体力測定 市民体育館 (6月30日 参加者30人) (スポーツ推進課) 「ボッチャ交流大会」 スポーツ推進委員協議会、茨木市老人クラブ連合会、ニュースポーツ普及会、生涯スポーツディレクター協議会、追手門学院大学、茨木支援学校と連携し実施した。 12月9日：市民体育館 114人	(地域福祉課) 継続 老人クラブと連携し、世代に関係なく楽しめ、気軽に参加できるスポーツ教室やイベントなどを企画し、高齢者の健康づくりに資する取組を展開する。 ・ノルディックウォークの実施 ・スカイクロス等、ニュースポーツの普及 ・グラウンド・ゴルフの実施 (スポーツ推進課) 継続 市民体育館：12月14日

基本目標1 健康増進・生きがいつくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (5) 障害者スポーツの推進

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
①障害者スポーツ活動への支援の充実	障害者スポーツ大会などへの参加支援	障害者スポーツ大会への参加を支援するとともに、障害者施設や障害者団体などが実施する各種スポーツ教室を支援します。	障害福祉課	「大阪府障害者スポーツ大会」の各施設や団体への案内、申込のとりまとめを実施した。	継続
	障害者スポーツの指導者育成	スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブの指導者等を対象に障害者スポーツの実技研修などを実施するとともに、指導員、ボランティアの確保・育成を図ります。	スポーツ推進課	スポーツ推進委員に対して、「府障がい者スポーツ講習会」の周知を行った。 スポーツ推進委員に対し初級障害者スポーツ指導員の資格取得について啓発を行った。	継続 継続
②障害者のスポーツ・レクリエーション活動の充実	障害児を対象としたスポーツ教室の開催	福祉やスポーツの専門家の指導のもと、障害児を対象に水泳教室、体操教室などを開催します。	スポーツ推進課	西河原市民プール「やってみよう教室」 開催回数：132回（毎週土曜日） 参加者総数：1,505人	継続

基本目標1 健康増進・生きがいつくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (5) 障害者スポーツの推進

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
<p>②障害者のスポーツ・レクリエーション活動の充実</p>	<p>障害者スポーツ体験会の開催</p>	<p>障害者スポーツの体験会を実施し、障害者への理解を深め、障害者スポーツの魅力を広く啓発するとともに、障害者と健常者の交流を図ります。</p>	<p>障害福祉課 スポーツ推進課</p>	<p>(障害福祉課) 茨木市視覚障害者福祉協会が主催する「視覚障害者と市民の交流ペタンク大会」への協力を実施。 日時：令和5年9月22日（金）午後1時～4時 場所：障害福祉センターハートフル大会議室 ・障害福祉センターハートフル主催の「スポーツ吹き矢体験講座」開催 日時：令和5年8月26日（土）午後1時30分～4時 場所：障害福祉センターハートフル大会議室</p> <p>(スポーツ推進課) 「ボッチャ体験会」 市内各障害者事業所を対象に、ボッチャの普及のため実施した。 開催回数：11回 参加者総数：86人 【再掲】</p> <p>(スポーツ推進課) 「ボッチャ交流大会」 スポーツ推進委員協議会、茨木市老人クラブ連合会、ニュースポーツ普及会、生涯スポーツディレクター協議会、追手門学院大学、茨木支援学校と連携し実施した。 12月9日：市民体育館 114人 【再掲】</p>	<p>(障害福祉課) 継続 茨木市視覚障害者福祉協会が主催する「視覚障害者と市民の交流ペタンク大会」への協力を実施。 日時：令和6年9月20日（金）午後1時～4時 場所：障害福祉センターハートフル大会議室 障害福祉センターハートフル主催の「スポーツ吹き矢体験講座」開催 日時：令和6年日時未定 場所：障害福祉センターハートフル大会議室</p> <p>(スポーツ推進課) 継続 【再掲】</p> <p>継続 市民体育館：12月14日 【再掲】</p>

基本目標1 健康増進・生きがいつくりにつながる生涯スポーツの推進

【施策の方向性】 (5) 障害者スポーツの推進

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
②障害者のスポーツ・レクリエーション活動の充実	「大阪府障がい者スポーツ大会」「やってみよう運動会」への参加促進	日頃の活動成果の発表と交流の場として、「大阪府障がい者スポーツ大会」や「やってみよう運動会」などへの参加を促進します。	障害福祉課 学校教育推進課	(障害福祉課) 「大阪府障害者スポーツ大会」の各施設や団体への案内、申込のとりまとめを実施した。 【再掲】 「障害者(児)家族プール開放」を実施した。 日時：令和5年8月19日(土) 場所：五十鈴市民プール (学校教育推進課) 「やってみよう運動会」開催 日時：10月14日(土) 午前10時～午後3時 場所：葦原小学校	(障害福祉課) 継続 継続 (学校教育推進課) 継続 日時：11月16日(土) 午前10時～午後3時 場所：南市民体育館
	総合型地域スポーツクラブと連携した障害者(児)向けスポーツ活動の推進	総合型地域スポーツクラブと連携し、障害者(児)のスポーツ活動を支援する取組を推進します。	スポーツ推進課	茨木東スポーツクラブレッツとスポーツ推進委員協議会が連携して「障害のある人とない人の相互交流ふれあい講座」でボッチャ教室を実施した。	継続

基本目標 2 人材育成と施設整備によるスポーツ環境の充実

【施策の方向性】 (1) 地域スポーツの推進

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
①総合型地域スポーツクラブへの支援	総合型地域スポーツクラブの周知	総合型地域スポーツクラブと連携し、様々な媒体を活用して、総合型地域スポーツクラブについて普及・啓発を推進し、市民の認知度の向上を図ります。	スポーツ推進課	市の広報誌・ホームページで、総合型地域スポーツクラブ主催の教室の紹介を行った。	継続
	総合型地域スポーツクラブの育成支援	市民にとって地域の身近なところで、生涯を通じてスポーツに親しめる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成に努めるとともに、住民主体による自立したクラブ運営に向けた支援を図ります。	スポーツ推進課	総合型地域スポーツクラブの主催事業の参加者や会員を募るため、施設の優先使用や事業後援などの支援を行った。	継続
	指導者等の資質の向上	市民が参加・活動しやすい総合型地域スポーツクラブになるよう、指導者等に対して研修会や講習会等への参加を促すなど、会員への指導やクラブ運営等に関する資質の向上を図るための支援に努めます。	スポーツ推進課	日本スポーツ協会、大阪府スポーツ協会が開催するスポーツ指導者に関する講習会など情報提供を行った。 スポーツ指導者を育成のため、講習会を実施した。 6月17日(熱中症対策) : 29人 3月9日(少年指導) : 47人	継続 継続

【施策の方向性】 (1) 地域スポーツの推進

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
<p>②地域におけるスポーツ活動の推進</p>	<p>地域に密着したスポーツ活動の推進</p>	<p>子どもから高齢者までのあらゆる世代が、体力や身体の状態に応じて、気軽に参加でき、スポーツや健康づくりへの市民の関心を高めるため、公民館事業など、地域の実情に応じた市民参加型スポーツ活動に取り組み、地域コミュニティの活性化を促進します。</p>	<p>社会教育振興課 スポーツ推進課</p>	<p>(社会教育振興課) 公民館(32館)での運動やスポーツに関する講座数は、前年より微減したものの、数多くの種目において開催されました。 種目：3点バレーボール、卓球、グラウンドゴルフ、ゴルフ、ソフトボール、ソフトバレーボール、9人制バレーボール、キックベースボール、バドミントン、探訪ウォーキング、太極拳、シニア健康体操、自彊術、気功、エクササイズ、フラダンス、ストレッチ、ヒップホップ、リラクソヨガ、ライフキネティック、ボッチャ、スローイングビンゴ、ディスコン、ペタンク、モルック、ファミバド&ピックルボール</p> <p>(スポーツ推進課) 「地区スポーツ・レクリエーション大会」 市内32地区のうち31地区で実施 開催日：10月13日ほか 参加人数：24,143人 【再掲】</p>	<p>(社会教育振興課) 継続 公民館(32館)において、引続き、地域の実情に応じた公民館講座、講習会等に取り組み、市民参加型スポーツ活動をとおして地域コミュニティの活性化を促進します。</p> <p>(スポーツ推進課) 継続 【再掲】</p>

基本目標 2 人材育成と施設整備によるスポーツ環境の充実

【施策の方向性】 (1) 地域スポーツの推進

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
②地域におけるスポーツ活動の推進	スポーツ推進委員の地域におけるスポーツ活動への支援の充実	各公民館区で実施されている地区体育祭やスポーツ大会・サークル活動など、地域の実情に応じたスポーツ活動が推進されるよう、各地区のスポーツ推進委員が支援を充実します。	社会教育振興課 スポーツ推進課	(社会教育振興課・スポーツ推進課) 地域レクリエーション事業により実施した事業数は、前年より増加しました。 3点バレーボール、ソフトボール、グラウンドゴルフ、卓球、バドミントン、ウォーキング、キックベースボール、ドッジボール、輪投げ、ニュースポーツ(ペタンク、ボッチャ、ディスコン等)	(社会教育振興課・スポーツ推進課) 継続 各小学校区で実施される地区体育祭や地区レクリエーション事業など、地域の実情に応じたスポーツ活動が推進されるよう、引続き、各地区のスポーツ推進委員による支援を充実します。
	運動・スポーツに関する相談支援体制の充実 【再掲】	体育協会やスポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブなどと連携し、市民のニーズに沿った運動やスポーツの紹介のほか、運動やスポーツを行う上での基礎知識や新しい生活様式に対応した対策への相談・助言等を行う相談支援体制の充実を図ります。	スポーツ推進課	総合型地域スポーツクラブにおいて、地域住民に対し運動やスポーツに関する相談対応等の支援を行った。 【再掲】	継続 【再掲】

基本目標 2 人材育成と施設整備によるスポーツ環境の充実

【施策の方向性】 (2) スポーツを支える人材の育成と支援

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
①スポーツ指導者の確保・育成	スポーツ指導者の確保・育成	スポーツ関係団体と連携し、地域やライフステージの特性を踏まえた指導を行えるよう、指導方法や指導上の留意点等に関する知識を習得する機会を提供し、育成に努めます。	スポーツ推進課	スポーツ指導者を育成のため、講習会を実施した。 6月17日(熱中症対策) : 29人 3月9日(少年指導) : 47人 【再掲】	継続 【再掲】
	スポーツ推進委員の資質の向上	地域における身近なスポーツ指導者であるスポーツ推進委員の役割や活動について、市民に広く周知します。また、障害者スポーツの実技指導のための知識や技術を習得するなど、活動の幅を拡大するとともに、スポーツコーディネーターとして技量を高めるなど、資質の向上に努めます。	スポーツ推進課	スポーツ推進委員等が各地域でニュースポーツを振興するため公民館や市内小学校、高校などを対象に出前・出張講座について周知を行った。 大阪府スポーツ協会等より照会のあったスポーツ指導者研修会の案内を行った。 スポーツ推進委員の大阪府・近畿・全国の研修会参加の支援を行った。 スポーツ推進委員に対し初級障害者スポーツ指導員の資格取得について啓発を行った。 【再掲】	継続 【再掲】
②スポーツボランティアの育成と活用	スポーツボランティアの確保・育成	スポーツやレクリエーションを通じ、市民の健康づくりをサポートしたり、スポーツイベント等の運営を支えたりするボランティアの周知を図り、担い手の確保・育成に努めます。	スポーツ推進課	スポーツ推進委員等が各地域でニュースポーツを振興するため公民館や市内小学校、高校などを対象に出前・出張講座について周知を行った。 【再掲】	継続 【再掲】

基本目標2 人材育成と施設整備によるスポーツ環境の充実

【施策の方向性】 (3) スポーツ施設の整備・充実

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
① スポーツ施設の整備・充実	スポーツ施設の整備・充実	<p>既存のスポーツ施設については、ライフサイクルコストを踏まえ、老朽化の進行した施設から優先順位をつけながら改修や修繕を実施します。効果的・効率的に施設を運営する観点から、地域での利用者ニーズやその有用性等を考慮しながら、機能の縮小や統廃合等についても検討します。</p> <p>安威川ダム周辺整備事業では、サッカー競技の一般公式戦が実施可能な多目的運動広場等の整備に取り組みます。</p>	スポーツ推進課 北部整備推進課	<p>東市民体育館キュービクル更新修繕 決算額：963千円</p> <p>南市民体育館天井改修 決算額：79,616千円</p> <p>市民体育館消火栓ポンプユニット取替修繕 決算額：3,575千円</p> <p>西河原市民プール消防設備取替修繕 決算額：7,040千円</p> <p>忍頂寺スポーツ公園グラウンドベンチ屋根他修繕 決算額：2,530千円</p> <p>西河原公園南グラウンド及び庭球場日除けシュルター設置修繕 決算額：2,290千円</p> <p>西河原市民プール受変電設備部分改修修繕 決算額：2,472千円</p> <p>福井運動広場グラウンド防球ネット補修修繕 決算額：1,100千円</p> <p>ダムパークいばきた多目的運動広場整備（設計委託） 決算額：26,580千円</p> <p>（北部整備推進課） ダムパークいばきた内で、サッカー競技等の一般公式戦が可能な多目的運動広場の設計を行った。</p>	<p>五十鈴市民プールのスプリンクラー屋内消火栓等ポンプユニット取替 予算額：14,850千円</p> <p>市民体育館非常蓄電池交換修繕 予算額：17,600千円</p> <p>市民体育館自動ドア部品交換修繕 予算額：1,540千円</p> <p>西河原市民プール空調ポンプ等更新修繕 予算額：4,202千円</p> <p>西河原市民プール男女採暖室ベンチ・床改修修繕 予算額：3,938千円</p> <p>福井市民体育館キュービクル更新修繕 予算額：4,636千円</p> <p>忍頂寺スポーツ公園庭球場クラック改修修繕 予算額：28,796千円</p> <p>忍頂寺スポーツ公園立体駐車場鋼板張り外修繕 予算額：4,620千円</p> <p>ダムパークいばきた多目的運動広場整備に向けた費用対効果分析 予算額：5,500千円</p> <p>（北部整備推進課） 設計に基づき、多目的運動広場の整備工事に係る手続きを行う。</p>
	スポーツ活動に適した施設設備の整備・充実	<p>市民が快適な環境でスポーツに親しめるよう、利用者ニーズ等を踏まえながら、夜間照明やトイレなどの付帯設備について整備・充実を図ります。</p> <p>スポーツ活動中の熱中症予防及び災害時の避難所利用のため、各体育館アリーナへの空調設備の設置を進めます。</p>	スポーツ推進課	<p>（スポーツ推進課） 忍頂寺スポーツ公園グラウンド前トイレ洋式化改修修繕 決算額：311千円</p> <p>五十鈴市民プール男子トイレ配管・洋式化修繕 決算額：3,300千円</p> <p>東市民体育館空調設備更新修繕 決算額：40,931千円</p> <p>市民体育館第1体育室空調設備設置工事 決算額：109,680千円</p> <p>福井市民体育館シャワー室改修修繕 決算額：1,193千円</p>	<p>（スポーツ推進課） 市民体育館第1体育室空調設備設置工事 予算額：169,179千円</p> <p>東市民体育館アリーナ空調設備設計委託 予算額：17,977千円</p> <p>春日丘運動広場多目的トイレ整備設計委託 予算額：10,210千円</p>

基本目標 2 人材育成と施設整備によるスポーツ環境の充実

【施策の方向性】 (3) スポーツ施設の整備・充実

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
①スポーツ施設の整備・充実	スポーツ用具や器具の整備・充実	市民が気軽にスポーツを行い、スポーツを通じた交流ができるように、各地域のスポーツ施設のスポーツ用具・器具について整備・充実に努めます。	スポーツ推進課	トレーニングマシンやバスケットゴールの保守点検、トレーニングマシン、サッカーゴールやニュースポーツ用品などを整備した。	継続
②効率的なスポーツ施設の運営と利便性の向上	スポーツ施設情報システム（スポーツ施設案内・予約システム）の運営	システムに登録することで、パソコンや携帯電話、公共施設に設置している端末を利用して、いつでもどこからでもスポーツ施設の使用手続きができるシステムを引き続き運営します。また、利用者のニーズを把握し、さらに利便性の向上に努めます。	スポーツ推進課	オーパスシステムの運営を行った。	継続
	スポーツ施設の適切な管理・運営	市のスポーツ施設については、利用者にとって、より利用しやすい施設となるよう適切に管理・運営するとともに、指定管理者制度等を活用し、市民サービスの向上に努めます。	スポーツ推進課	<p>指定管理者による自主事業</p> <p>(新規事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 忍頂寺スポーツ公園 <ul style="list-style-type: none"> ・備長炭風呂 ・かけっこ教室 五十鈴市民プール <ul style="list-style-type: none"> ・大人体験教室 ・テレビ撮影協力 西河原市民プール <ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博支援自動販売機設置 ・開場30周年記念特典の実施（グッズの限定配布） ・大学生インターンシップ受入れ <p>(継続事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 忍頂寺スポーツ公園 <ul style="list-style-type: none"> ・BBQエリアの開設 ・里山探検（ポニーや自然とのふれあい） ・ヨガ体験教室 ・日帰り食事入浴プラン、弁当販売 ・送迎サービス（通年土日のみ）ほか 中条市民プール <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機、軽食売店開設 ・夏期短期水泳教室 ・遊具を使ったイベントほか 西河原市民プール <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携サポート事業 ・4時からエンジョイスイム ・冬休み短期集中教室 ・障がい者、障害児教室ほか 市民体育館 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども向け体験教室（体操・ダンス） ・イベントレッスン（健康増進、体位向上） ・運動苦手克服教室ほか 	<p>指定管理者による自主事業</p> <p>継続</p> <p>(新規事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 忍頂寺スポーツ公園 <ul style="list-style-type: none"> ・昆虫「灯火」採集イベント

基本目標 2 人材育成と施設整備によるスポーツ環境の充実

【施策の方向性】 (3) スポーツ施設の整備・充実

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
③学校体育施設の開放	学校体育施設の地域開放	学校教育に支障のない範囲で、社会教育関係団体が行うスポーツ活動のため、学校体育施設の開放を継続します。	施設課	学校教育に支障のない範囲で、社会教育関係団体が行うスポーツ活動のため、学校体育施設を開放した。	継続
	小学校の校庭開放	子どもたちに「あそび場・体力づくりの場・コミュニケーション力を育てる場」を提供することを目的として、小学校で概ね月1回、校庭の開放を行います。	社会教育振興課	校庭開放 延べ実施日数：318日 延べ参加人数：1,857人	継続

基本目標 2 人材育成と施設整備によるスポーツ環境の充実

【施策の方向性】 (4) 連携と協働による生涯スポーツの活性化

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
①スポーツ関係団体との連携の強化と支援の充実	スポーツ関係団体との連携の強化	スポーツ関係団体との連携を強化し、スポーツの効果的な推進に向け、取り組みます。 また、学校、高齢者や障害者、児童等の団体とスポーツ関係団体とをコーディネートします。	スポーツ推進課	<p>「キッズスポーツフェスタ」 市体育協会及び(株)ガンバ大阪、立命館大学等と連携し、市内在住の小学生を対象に、スポーツに興味・関心を持つ子どもの育成を図ることを目的としてスポーツの体験イベントを実施した。 5月27日・28日、19種目1,424人 【再掲】</p> <p>「ボッチャ交流大会」 スポーツ推進委員協議会、茨木市老人クラブ連合会、ニュースポーツ普及会、生涯スポーツディレクター協議会、追手門学院大学、茨木支援学校と連携し実施した。 12月9日：市民体育館 114人 【再掲】</p>	<p>継続 5月27・28日 「キッズスポーツフェスタ2023」 市民体育館、中央公園、西河原南庭球場、20種目 1,543人 【再掲】</p> <p>継続 市民体育館：12月9日 【再掲】</p>

基本目標 2 人材育成と施設整備によるスポーツ環境の充実

【施策の方向性】 (4) 連携と協働による生涯スポーツの活性化

具体的施策	主な施策	取組内容	担当課	令和5年度実施	令和6年度実施予定
②大学や企業等との連携	大学や企業等との連携・協働	市内の大学や企業から部活動やスポーツ団体への指導者派遣及び大学施設の開放など、スポーツを通じた連携・協働を図ります。	スポーツ推進課	<p>「ボッチャ交流大会」 スポーツ推進委員協議会、茨木市老人クラブ連合会、ニュースポーツ普及会、生涯スポーツディレクター協議会、追手門学院大学、茨木支援学校と連携し実施した。 12月9日：市民体育館 114人 【再掲】</p> <p>追手門学院大学の主催により、企業・団体、教育機関、官公庁が参加して、スポーツ人材に求められる資質や能力、必要な知識・スキルについて情報交換や連携を行う「地域スポーツ人材育成コンソーシアム」に参画した。</p>	<p>継続 市民体育館：12月13日 【再掲】</p> <p>継続</p> <p>立命館大学ホッケークラブがキッズスポーツフェスタ2024でホッケー体験教室を開催 5月25日：立命館OICフィールド</p> <p>引き続き産官学の連携により、スポーツ人材の育成、スポーツ振興、地域活性化をめざす。</p>

スポーツ施設利用状況①（グラウンド）

区分	施設名	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		
		件数	人数	件数	人数	件数	人数	
	総数	9,674	327,028	10,349	424,636	10,344	414,643	
グ	若園運動広場	520	27,443	577	34,304	606	37,329	
	西河原公園南	433	1,051	402	11,021	436	12,211	※1
	西河原公園北	803	27,169	850	36,855	857	37,883	
ラ	西河原公園屋内	1,065	16,679	1,293	22,883	1,212	19,999	
	島3号公園大	659	29,463	688	34,273	680	30,691	
ウ	島3号公園小	481	15,153	503	19,391	566	19,642	
	中央公園南	843	25,771	783	34,393	772	33,416	※2
	中央公園北	723	30,059	692	37,114	671	32,986	※3
	福井運動広場	726	27,292	781	38,392	780	40,695	
ン	春日丘運動広場	588	18,256	623	20,315	672	19,228	
	若園公園	487	22,326	545	25,309	526	20,986	
	沢良宜公園	312	12,120	368	14,788	372	15,690	
	忍頂寺スポーツ公園	253	9,669	281	12,246	257	14,257	
	東雲運動広場	539	25,158	596	33,026	574	28,987	
ド	水尾公園	484	13,342	563	17,543	568	17,185	
	桑原運動広場	289	13,060	272	16,846	330	19,029	
	桑原ふれあい運動広場	469	13,017	532	15,937	465	14,429	

※1 令和3年6月～令和4年3月末日まで使用不可（庭球場改修工事のため）

※2 令和2年1月～3月まで使用不可（旧南グラウンド文化財発掘のため）、令和2年4月～12月は旧南グラウンド、令和3年1月～3月は新南グラウンド

※3 令和2年3月～12月まで使用不可（旧北グラウンド改良工事のため）、令和3年1月～3月は新北グラウンド

緊急事態宣言の発出により、令和2年4月8日（水）～5月31日（日）まで施設閉鎖

緊急事態宣言の発出により、令和3年4月25日（日）～6月20日（日）まで施設閉鎖

スポーツ施設利用状況②(テニスコート・弓道場・フットサル場)

区分	施設名	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数
テニスコート	総数	32,633	173,762	43,730	239,891	42,279	231,826
	西河原公園南	596	2,025	6,494	40,844	6,637	42,881 ※1
	西河原公園北	4,544	29,821	4,945	31,015	4,945	30,138
	郡山公園	964	7,652	1,139	8,973	1,107	8,396
	福井運動広場	4,361	20,246	5,110	24,749	4,901	23,290
	春日丘運動広場	4,615	19,280	5,435	23,339	5,788	24,336
	若園公園	6,009	37,271	7,255	43,434	6,491	38,386
	忍頂寺スポーツ公園	3,574	13,090	3,997	14,721	3,403	12,101
	東雲運動広場	4,869	28,317	5,887	35,363	5,652	35,343 ※2
	桑原運動広場	3,101	16,060	3,468	17,453	3,355	16,955
弓道場	春日丘運動広場	3,231	5,317	4,316	7,192	3,778	6,671
フットサル	桑原運動広場	421	6,343	545	8,871	555	8,417

※1 令和3年6月～令和4年3月末まで使用不可（庭球場改修工事のため）

※2 感染症拡大防止のため、令和2年3月2日（月）～3月31日（火）まで施設閉鎖

緊急事態宣言の発出により、令和2年4月8日（水）～5月31日（日）まで施設閉鎖

緊急事態宣言の発出により、令和3年4月25日（日）～6月20日（日）まで施設閉鎖

スポーツ施設利用状況③（体育館）

区分	施設名			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
市民体育館	総数	団体	件数	8,088	9,904	9,909
			人数	190,388	245,423	264,358
		個人	人数	47,054	60,284	69,416
	第1体育室	団体	件数	1,083	1,366	1,419
			人数	31,070	45,814	53,090
	第2体育室	団体	件数	116	142	109
			人数	2,521	3,566	3,864
		個人	人数	13,525	16,428	16,916
			件数	643	881	856
	第3体育室	団体	人数	11,806	18,454	21,029
			個人	人数	82	138
	第4体育室	団体	件数	588	839	816
			人数	10,247	15,881	16,630
		個人	人数	489	235	218
件数			60	118	78	
第5体育室	団体	人数	1,025	2,101	1,529	
		個人	人数	5,715	6,390	8,704
会議室	団体	件数	229	282	286	
		人数	2,848	4,100	5,911	
	個人	人数				
		件数	659	845	866	
福井市民体育館	体育室	人数	10,667	15,063	15,677	
		個人	人数	278	215	223
多目的室	団体	件数	579	758	728	
		人数	7,173	9,098	9,123	
	個人	人数	1,787	2,094	1,762	
		件数				
トレーニング室	団体	人数				
		個人	人数	5,186	6,965	9,517

区分	施設名			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
東市民体育館	アリーナ	団体	件数	1,106	847	1,481
			人数	23,758	15,665	39,199
		個人	人数	976	555	1,584
	体育室	団体	件数	690	832	827
			人数	30,544	37,948	36,600
		個人	人数	2,178	2,465	2,214
			件数	193	237	290
	研修室	団体	人数	3,528	4,252	5,949
			個人	人数		
	会議室	団体	件数	178	210	253
			人数	3,476	4,247	5,584
		個人	人数			
			件数	254	308	309
	トレーニング室	団体	人数	18,960	20,580	19,695
個人			人数	5,163	8,113	9,855
アリーナ	団体	件数	952	1,269	802	
		人数	20,334	29,944	15,920	
	個人	人数	1,010	1,376	996	
		件数	460	623	568	
多目的室	団体	人数	5,729	10,006	8,267	
		個人	人数	1,509	1,911	1,894
トレーニング室	団体	件数				
		個人	人数	5,197	8,065	9,729
卓球室	個人	人数	3,959	5,334	5,706	
研修室	団体	件数	149	176	109	
		人数	3,351	3,851	2,974	
	個人	人数				
		件数	149	171	112	
会議室	団体	人数	3,351	4,853	3,317	
		個人	人数			

感染症拡大防止のため、令和2年3月2日（月）～3月31日（火）まで施設を閉鎖
 緊急事態宣言発出のため、令和2年4月8日（水）～5月31日（日）まで施設を閉鎖
 緊急事態宣言の発出により、令和3年4月25日（日）～6月20日（日）まで施設閉鎖
 東市民体育館アリーナの特定天井改修工事のため令和4年8月1日（月）～2月28日（火）まで利用不可
 南市民体育館アリーナの特定天井改修工事のため令和5年8月1日（火）～12月19日（火）まで利用不可

スポーツ施設利用状況④（プール）

施設名			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
			人数	人数	人数
総数			58,824 (70,743)	142,681 (97,723)	165,665 (89,221)
中条市民プール	夏期	大人	0	7,576	8,448
		幼児、小・中学生	0 (0)	8,717 (0)	10,293 (0)
五十鈴市民プール	夏期	大人	3,982 (884)	7,196 (1,173)	8,442 (1,317)
		幼児、小・中学生	1,625 (8,357)	5,497 (10,597)	6,437 (9,336)
	温水	大人	7,818 (3,061)	9,739 (4,770)	9,462 (4,659)
		幼児、小・中学生	2,482 (30,170)	3,762 (42,114)	2,550 (37,195)
西河原市民プール	夏期	大人	12,187	36,250	43,536
		幼児、小・中学生	11,817	35,919	50,446
	温水	大人	14,268 (4,906)	19,702 (6,418)	19,267 (6,364)
		幼児、小・中学生	4,645 (23,365)	8,323 (32,651)	6,784 (30,350)

注：1）夏期は7月1日～9月10日、温水期は4月1日～6月30日及び9月11日～3月1日の期間です。

2）（ ）内の数字は水泳教室の利用者数です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月8日（日）～5月31日（日）まで施設を閉鎖

緊急事態宣言の発出により、令和3年4月25日（日）～6月20日（日）まで施設閉鎖

令和2年度・3年度夏期プールは屋外中止。

スポーツ教室参加状況

市民体育館 教室別受講人数の推移

教室名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
親子体操	組	78	96	122
親子ベビー体操	組	110	159	171
器械体操	人	168	166	201
軽スポーツ	人	51	-	-
健康体操	人	261	359	436
キッズショートテニス	人	25	58	37
ジュニアテニス	人	113	176	136
一般テニス	人	94	183	187
トランポリン	人	60	86	88
ヨガ	人	257	370	418
イベントレッスン	人	151	175	195
体験教室	人	301	228	164
合計	人	1,669	2,056	2,155

五十鈴市民プール 教室別受講人数の推移

教室名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ヨガ	人	307	237	208

※令和3年度4月25日～6月20日まで新型コロナウイルス感染症の影響で休館。

南市民体育館 教室別受講人数の推移

教室名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ヨーガ	人	164	321	323
親子体操	組	68	47	102
合計	人	232	368	425

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症により第1期は中止。

令和3年度も第1期は全て中止、第2期は金曜ヨガ教室の午後8時15分からの部を中止。

西河原市民プール 教室別受講人数の推移

教室名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
健康体操	人	23	26	29
かんたんエアロ	人	64	67	71
シェイプアップ	人	30	29	29
ヨガ	人	265	298	307
キッズダンス	人	55	69	68
マスターズ	人	17	4	0
親子体操	人	33	45	26
やってみよう	人	1023	1366	1505
合計	人	487	538	2035

※令和3年度4月25日～6月20日まで新型コロナウイルス感染症の影響で休館。

市民総合スポーツ大会

種 目	事業実施日	会 場	種 別	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				チーム数	人数	チーム数	人数	チーム数	人数	チーム数	人数	チーム数	人数
インディアカ				30	150	コロナのため中止							
ソフトバレーボール	5月15日	市民体育館	一般女子、一般混合	36	195	コロナのため中止		コロナのため中止		22	130	21	102
バドミントン	1月29日～	市民体育館	一般男女、一般混合		419		311	コロナのため中止			334		373
バスケットボール	5月22日～	市民体育館ほか	小学生男女、中学生男女、一般男女	68	1,115	コロナのため中止		コロナのため中止		59	920	59	1,045
バレーボール	4月9日～	市民体育館ほか	小学生男女、一般男女	64	715	コロナのため中止		コロナのため中止		38	443	59	625
卓球	11月6日	南市民体育館	小学生男女、中学生男女、一般男女		358	コロナのため中止			246		150		126
剣道	2月12日	市民体育館	小学生男女、中学生男女、高校生男女、一般男女	34	381	コロナのため中止		コロナのため中止		16	297	16	306
少年柔道	9月18日	市民体育館	小学生、中学生	5	59	コロナのため中止		2	48	7	85	7	106
野球	8月7日～	若園運動広場グラウンドほか	一般男子	97	1,650	93	1,580	86	1,550	75	1,490	70	1,321
夏季少年軟式野球大会	5月14日～	若園運動広場グラウンドほか	小学生、中学生	46	800	コロナのため中止		23	442	43	731	43	726
ゲートボール	11月13日	西河原公園南グラウンド	一般	11	60	12	62	8	44	10	47	7	33
テニス	4月3日～	若園公園庭球場ほか	一般男女、一般混合	167	292	コロナのため中止		98	196	123	285	126	294
水泳	8月21日	中条市民プール	小学生～一般		309	コロナのため中止		コロナのため中止			122		127
ソフトボール	10月2日～	福井運動広場グラウンドほか	一般男子	33	500	31	620	コロナのため中止		25	500	23	460
サッカー	11月7日～	東雲運動広場グラウンドほか	一般男子、少年	7	120	30	600	100	2,000	20	400	15	315
ウォークラリー	5月15日	中央公園南グラウンド・周辺地域	小学生～一般	12	35	15	47	7	25	13	39	5	19
ソフトテニス	5月4日・5月8日	西河原公園南庭球場	高校生男女、一般男女	90	110	コロナのため中止		49	98	36	72	32	64
陸上	5月14日・5月15日	万博記念競技場	小学生～一般		2,059	コロナのため中止		コロナのため中止			1,573		1,393
ゴルフ	6月6日	茨木カンツリー倶楽部	一般		237	コロナのため中止		コロナのため中止			211		153
少年剣道	7月3日	南市民体育館	小学生、中学生	13	296	コロナのため中止		コロナのため中止		12	219	18	228
グラウンド・ゴルフ	11月8日	中央公園南北グラウンド	一般	24	130	22	121	21	148	21	139	17	104
マラソン	1月15日	万博記念競技場	小学生～一般		831	コロナのため中止			543		502		842
少年バドミントン	1月14日・1月28日	市民体育館	小学生、中学生		410	コロナのため中止		96	367	96	437	93	415
少年バレーボール	7月18日～	南市民体育館ほか	小学生、中学生、高校生	40	661	26	346	40	799	38	994	39	965
少年軟式野球大会	4月10日～	桑原運動広場グラウンドほか	小学生	16	280	コロナのため中止		15	260	14	220	15	230
合 計				793	12,172	229	3,687	545	6,766	668	10,340	665	10,372

茨木市体育協会杯

種 目	事業実施日	会 場	種 別	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				参加人数		参加人数		参加人数		参加人数		参加人数	
				団体数	人 数	団体数	人 数	団体数	人 数	団体数	人 数	団体数	人 数
野球	8月16日～	若園運動広場グラウンドほか	一般男子	97	1,650	93	1,580	86	1,460	75	1,490	70	1,321
バレーボール	9月2日～	南市民体育館ほか	一般男子・女子、 家庭婦人ABC級、シニア	50	576	40	455	コロナのため中止		32	408	49	590
ソフトテニス	9月3日	西河原公園南庭球場	一般男女	60	240	57	228	49	98	20	80	20	80
卓球	10月1日	市民体育館	2人団体戦 混合・男子・女子・一般・50歳以上	70	280	34	102	21	63	83	166	21	84
バドミントン	9月3日	市民体育館	団体戦 男子1部2部、女子1部2部	47	269	42	275	43	297	32	197	38	218
ソフトボール	7月16日～	福井運動広場グラウンド	リーグA級、 トーナメントB・C級混合	34	700	34	680	29	580	30	600	27	500
水泳	8月27日	中条市民プール	小学生から一般		497	コロナのため中止		コロナのため中止			186		127
サッカー	10月1日～	東雲運動広場グラウンドほか	小学生、中学生、社会人	52	1,040	52	1,040	28	560	44	1,040	44	880
バスケットボール	10月1日～	市民体育館ほか	一般男女	14	148	14	165	7	70	5	60	4	43
陸上競技	9月23日24日	万博記念競技場	小学4年生以上～一般		1,338	コロナのため中止			1,200		1,331		1,575
テニス	7月23日8月20日	若園公園庭球場ほか	一般男女団体戦	22	159	コロナのため中止		11	81	12	88	17	130
剣道	10月22日	市民体育館	小学生・中学生学年別個人戦	10	238	コロナのため中止		コロナのため中止			232		193
空手道	10月9日	市民体育館	組手試合(幼児、小学生) 型試合(幼児、小学生、中学生、壮年)	24	150	12	100	10	130	15	150	15	200
ラグビー	2月11日	万博運動広場	幼年生、小学生	10	400	1	150	コロナのため中止		10	100	10	100
柔道	9月17日	市民体育館	有段者の部、段外者の部、女子の部	5	34	コロナのため中止		2	48	6	55	11	44
日本拳法	3月17日	市民体育館	段外の部、有段の部、小学生の部	コロナのため中止			8		32		58		89
少林寺拳法	10月22日	東市民体育館	組演武、団体演武、単独演武	7	150	コロナのため中止		コロナのため中止		6	150	6	150
居合道	10月8日	市民体育館	段別個人演武、模範演武、段別試合		39		22		25		35		35
合気道	11月26日	恒心道場	昇級・昇段審査、 総合演武大会	3	60	コロナのため中止		3	60	3	60	4	60
ゲートボール	9月17日	西河原公園南グラウンド	一般	9	48	8	45	7	40	8	43	6	30
弓道	10月9日	春日丘運動広場弓道場	近的10射、的中制		54		30		40		55		49
レスリング	11月3日	市民体育館	小学生以下の少年・少女	25	303	コロナのため中止		コロナのため中止		17	70	18	200
相撲	10月29日	中条多目的広場相撲場	幼児、小学生男女		90	コロナのため中止		コロナのため中止			120		120
なぎなた	2月4日	市民体育館	基本、演技	4	70	コロナのため中止		コロナのため中止		1	26	1	33
グラウンド・ゴルフ	10月16日	中央公園南・北グラウンド	一般	23	112	22	121	19	128	18	136	17	113
インディアカ				36	187	コロナのため中止		コロナのため中止					
ゴルフ	9月12日	茨木国際ゴルフ倶楽部	Wペリアの部		169		151		160		158		158
ウォークラリー	5月20日	中央公園南グラウンド・周辺地域	フリー	12	35	15	47	7	25	13	39	5	19
バトン・チア	7月1日	南市民体育館	バトントワリング、チアダンス、HIPHOP		181	コロナのため中止		未実施			208		208
ソフトバレーボール	7月30日	市民体育館	混合の部 女性の部	35	243	コロナのため中止		コロナのため中止		22	121	20	120
合 計				649	9,460	424	5,199	322	5,097	452	7,462	403	7,469

【茨木東スポーツクラブ レッツ 令和5年度実施】
教室等開催事業(スポーツ教室一覧表)年間40回

番号	教室名	活動場所	対象者	1・2期受講生	参加延べ人数	曜日	活動時間
1	ヨガ(月曜)	東市民体育館 体育室	一 般	98	1,329	月曜	12:30~13:30
2	太極剣(32式)			63	1,053		13:45~15:00
3	卓球			31	482		15:30~17:00
4	ボディシェイプ			41	607		17:30~18:30
5	キックエクササイズ、グラップリング			33	392		20:00~21:30
6	エアロビクス			101	1,558	水曜	10:30~11:30
7	やさしい完コピダンス			18	280		11:45~12:45
8	アロハフラ			40	686		13:00~14:00
9	ピラティス【託児有】			87	1,258	木曜	9:00~10:00
10	太極拳(24式)			106	1,658		10:15~11:30
11	やさしいピラティス			93	1,371		11:45~12:45
12	太極拳(24式+総合)			92	1,506		13:00~14:15
13	ヨガ(木曜)			85	1,212	金曜	19:30~20:30
14	サーキットエアロ・骨盤スリム			50	713		19:15~20:00
15	ウェーブストレッチング(金曜)			38	580	20:10~21:10	
16	ヨガ(土曜)			98	1,327	土曜	9:00~10:00
17	バレトン			30	364		19:20~20:20
18	ゆっくりリズム体操		60歳以上	99	1,659	水曜	9:00~10:15
19	Jr 空手道		4歳~中学生	63	1,033	月曜	19:00~20:00
20	Jr ヒップホップダンス(初級)		小学生	33	541	水曜	16:30~17:30
21	Jr 卓球		小学4年~中学生	34	512	木曜	17:30~19:00
22	Jr ヒップホップダンス(上級)		小学2年~中学生	25	435	金曜	18:00~19:00
23	Jr ヒップホップダンス(中級)		小学2年~中学生	23	337	土曜	15:15~16:15
24	プレバレエ		5歳児~中学生	31	535		16:30~17:30
25	Jr バレエ		小学生~中学生	26	392		17:30~19:10
26	ミニバスケットボール	東市民体育館 アリーナ	小学生	36	580	水曜	18:00~19:30
27	Jr バドミントン(経験者)		小学4年~中学生	39	626	金曜	16:30~18:30
28	Jr バドミントン(初心者1)		小学1年~3年生	37	510	土曜	9:00~10:30
29	Jr バドミントン(初心者2)		小学4年~中学生	60	923		10:30~12:00
30	Jr トランポリン(初心者1)		4歳~小学生	32	480		9:00~10:00
31	Jr トランポリン(初心者2)		40	608	10:00~11:00		
32	Jr トランポリン(経験者)		小学生	31	501	11:00~12:00	
33	Jr 器械体操(初級)		25	377	14:30~15:40		
34	Jr 器械体操(中・上級)	28	412	15:40~17:00			
36	ヨガ(初級)	東市民体育館 研修室・会議室	一般	50	701	月曜	13:40~14:40
37	もっとゆっくりリズム体操		60歳以上	50	787	水曜	10:30~11:40
38	ウェーブストレッチング(水曜)		一般	55	801		9:30~10:15
39	骨盤ワークアウト①			30	411	金曜	9:00~10:00
40	骨盤ワークアウト②	27	412	10:15~11:15			
41	テニス(初心者)	東雲運動広場 庭球場	中学生	61	528	土曜	14:30~15:45
42	テニス(中学生)		小学3年~6年生	54	674		14:30~15:45
43	Jr テニス(小学生)		合計人数	2,093	31,151		

教室等開催事業(サークル活動一覧表)年間50回

番号	種目(サークル名)	活動場所	対象者	登録人数	参加延べ人数	曜日	活動時間
1	バウンドテニス(たんぽぽ)	東市民体育館 アリーナ	一 般	14	585	月	12:30~15:00
3	ソフトバレーボール(パワーズ)		一般女子	20	754	金	9:00~12:00
3	バドミントン(レッツバドミントンクラブ)		一 般	24	670		19:00~21:00
4	ニュースポーツ(オールマイティ)*		小学生~一般	11	160	*第2・4土	12:15~14:15
5	ソフトバレーボール(RETS SVC)		一 般	21	500	土	12:00~15:00
6	卓球(レインボー)	東市民体育館 体育室	一 般	19	905	水	14:15~16:15
7	卓球(スマイル)		一 般	19	538	木	14:30~16:30
8	少林寺拳法(東茨木スポーツクラブ)		4歳以上	19	576	土	10:15~12:00
9	テニス(レッツテニス)	東雲運動広場庭球場	中学生以上	31	1,047		13:00~14:30
			合計人数	178	5,735	*24回	

ふれあい事業

番号	講座名	活動場所	対象者	受講生	参加延べ人数	曜日	活動時間
1	パッチワーク	東市民体育館 研修室・会議室	一 般	12	175	第1・3水曜 年間24回	14:00~16:00
3	ヘルスケア			18	169	第1木曜 年間12回	9:30~10:45
4	障害のある人ない人相互交流 ニュースポーツ(ポッチャ)			11	220	第1・3土曜 年間24回	10:45~11:45
2	子ども囲碁クラブ		5歳児~小学生	8	335	土曜 年間30回	13:30~15:00
5	こどもクッキング	東コミュニティセンター	小学4年~6年生	15	126	第4土曜 年間10回	9:30~13:00
			合計人数	64	1,025		

【茨木東スポーツクラブ レッツ 令和6年度実施予定】

教室等開催事業(スポーツ教室一覧表)年間40回

番号	教室名	活動場所	対象者	1期受講生	曜日	活動時間
1	ヨ ガ(月曜)	東市民体育館 体育室	一 般	50	月曜	12:30~13:30
2	太極剣(32式)			31		13:45~15:00
3	卓球			20		15:30~17:00
4	ボディシェイプ			21		17:30~18:30
5	キックエクササイズ、グラップリング			15		20:00~21:30
6	エアロビクス			60	水曜	10:30~11:30
7	やさしい完コピダンス			16		11:45~12:45
8	アロハフラ			23	13:00~14:00	
9	ピラティス【託児有】			51	木曜	9:00~10:00
10	太極拳(24式)			56		10:15~11:30
11	やさしいピラティス			54		11:45~12:45
12	太極拳(24式+総合)			49		13:00~14:15
13	ヨ ガ(木曜)			50	金曜	19:30~20:30
14	骨盤スリム			35		19:15~20:15
15	ウェーブストレッチング(金曜)			25	20:20~21:05	
16	ヨ ガ(土曜)			50	土曜	9:00~10:00
17	バレトン			26		19:20~20:20
18	ゆっくりズム体操	60歳以上	49	水曜	9:00~10:15	
19	Jr 空 手 道	4歳~中学生	28	月曜	19:00~20:00	
20	Jr ヒップホップダンス(初級)	小学生	20	水曜	16:30~17:30	
21	Jr 卓 球	小学4年~中学生	22	木曜	17:30~19:00	
22	Jr ヒップホップダンス(上級)	小学2年~中学生	12	金曜	18:00~19:00	
23	Jr ヒップホップダンス(中級)	小学2年~中学生	10	土曜	15:15~16:15	
24	プレバレエ	5歳児~中学生	12		16:30~17:30	
25	Jr バレエ	小学生~中学生	14		17:30~19:10	
26	ミニバスケットボール	小学生	17	水曜	18:00~19:30	
27	Jr バドミントン(経験者)	小学4年~中学生	17	金曜	16:30~18:30	
28	Jr バドミントン(初心者1)	小学1年~3年生	20	土曜	9:00~10:30	
29	Jr バドミントン(初心者2)	小学4年~中学生	30		10:30~12:00	
30	Jr トランポリン(初心者1)	4歳~小学生	20		9:00~10:00	
31	Jr トランポリン(初心者2)	小学生	18		10:00~11:00	
32	Jr トランポリン(経験者)	小学生	12	11:00~12:00		
33	Jr 器械体操(初級)	小学生	12	14:30~15:40		
34	Jr 器械体操(中・上級)	小学生	12	15:40~17:00		
35	バウンドテニス	一般	5	木曜	10:00~12:00	
36	ヨガ(初級)	一般	25	月曜	13:40~14:40	
37	もっとゆっくりズム体操	60歳以上	24	水曜	10:30~11:40	
38	ウェーブストレッチング(水曜)	一般	30		9:30~10:15	
39	気功体操	一般	31	12:30~13:30		
40	テニス(初心者)	東雲運動広場 庭球場	中学生	31	土曜	14:30~15:45
41	テニス(中学生)					14:30~15:45
42	Jr テニス(小学生)					小学3年~6年生
合計人数				1,127		

教室等開催事業(サークル活動一覧表)年間50回

番号	種 目(サークル名)	活動場所	対象者	登録人数	曜日	活動時間
1	バウンドテニス(たんぽぽ)	東市民体育館 アリーナ	一 般	14	月	12:30~15:00
3	ソフトバレーボール(パワーズ)		一般女子	21	金	9:00~12:00
3	バドミントン(レッツバドミントンクラブ)		一 般	25		19:00~21:00
4	ニュースポーツ(オールマイティ)*		小学生~一般	10	*第2・4土	12:15~14:15
5	ソフトバレーボール(RETS SVC)		一 般	16	土	12:00~15:00
6	卓 球 (レインボー)	東市民体育館 体育室	一 般	22	水	14:15~16:15
7	卓 球 (スマイル)		一 般	24	木	14:30~16:30
8	少林寺拳法(東茨木スポーツクラブ)		4歳以上	19	土	10:15~12:00
9	テ ニ ス (レッツテニス)	東雲運動広場庭球場	中学生以上	31		13:00~14:30
合計人数				182		*24回

ふれあい事業

番号	講 座 名	活 動 場 所	対 象 者	前 期 受 講 生	曜 日	活 動 時 間
1	パッチワーク	東市民体育館 研修室	一 般	10	第1・3水曜 年間24回	14:00~16:00
3	障害のある人ない人相互交流 ニュースポーツ(ボッチャ)			9	第1・3土曜 年間24回	10:45~11:45
2	子ども囲碁クラブ			5歳児~小学生	9	土曜 年間30回
4	こどもクッキング	東コミュニティセンター	小学4年~6年生	15	第4土曜 年間10回	9:30~13:00
合計人数				43		

令和5年度 事業報告

1. 5年度活動報告（総括）

- 1.事業関係 ・令和5年度は、各スポーツ教室等定期的な活動は計画通り実施、100%達成できた。
 (活動報告) ・イベントについてはJrソフトバレー教室を中心にファミリー、小学生大会等にも参加し活発な活動が展開できた。
 ・会員数については、卓球、テニス、ヨガ教室は人気種目で定員を満たしており、他の教室も横ばい状態を維持している。
 ・バランスボール体験教室を開催し新規教室を検討したが計画通り実施できなかった。
- 2.収支決算 ・年間を通して経費を絞る活動を継続してきたが赤字決算となった。
- 3.課題 ・今後は新規教室、会員新規加入者の開拓に向けた取り組み等により、収益の改善が必要である
- 4.外部関係 ・日本スポーツクラブ協会「総合型地域スポーツクラブ全国協議会クラブ」として登録認証を申請し、認定された。
 (大阪scネット) ・各クラブの連携強化、交流を目的とする、大阪府連絡協議会の活動に参加した。

2. 事業報告一覧表

種別	事業名	会場	実施日・内容
会議	第10回（R5年）通常総会	福井多目的室	2024/6/4（火） 総会の開催
	運営委員会	福井多目的室	適宜開催
その他	6年度登録認証制度登録申請	大阪スポーツ協会	総合型地域スポーツクラブ全国協議会クラブとして認定された。
	会員受付	オーク事務所	4月～3月 年間通して随時受付
	茨北オーク募集チラシ発行	オーク事務所	3月・9月 教室参加者募集広報・チラシ

スポーツ教室・サークルの活動報告

	種目	会場	対象	前期回数	後期回数	年間実施回数	実施率
				(20回)	(20回)		
ス ポ ー ツ 教 室	ソフトバレーボール	福井拠点	一般	20回	20回	40回	100%
	やさしいエアロビ	福井拠点	一般	20回	20回	40回	100%
	ヨガ	福井拠点	一般	20回	20回	40回	100%
	やさしい太極拳	西河原拠点 西河原コミセン	一般	20回	20回	40回	100%
	ノルディック・ウォーク	西河原拠点	一般	16回	16回	32回	100%
	卓球（初級）	西河原拠点	一般	20回	20回	40回	100%
	テニス（初級）	西河原拠点	一般	16回	16回	32回	100%
	のびのびストレッチ	西河原コミセン	一般	15回	15回	30回	100%
	Jrソフトバレーボール	西河原拠点	小学1年～	12回	12回	24回	100%
	キッズサッカー	西河原拠点	年中～1年	12回	12回	24回	100%
	ジュニアサッカー	西河原拠点	2～4年生	12回	12回	24回	100%
	小学生運動遊び	西河原拠点	小学生	24回	24回	48回	100%
サークル活動	卓球サークル	西河原拠点	一般	20回	20回	40回	100%
	ソフトバレーボール	福井拠点	一般	20回	20回	40回	100%
12教室2サークル			教室開催数	247回	247回	494回	

イベントの開催

開催・参加内容	開催内容	参加人数
小学生ソフトバレー大会参加	近畿大会参加	2チーム参加
親子ソフトバレーボール大会参加	チャリティー大会	2チーム参加（2位・3位）
第7回ソフトバレーボール交流大会	レデース大会	12チーム70名の参加
バランスボール体験教室	親子体験	10組参加
Jrソフトバレーボール体験教室	小学生	10人参加

令和6年度事業活動計画

1. 令和6年度基本計画

(1)	スポーツ教室、サークル等は5年度実績を基本に種目、回数を継続しより地域性の高い活動を計画する。
(2)	クラブ体制の見直し：設立11年を迎えたこともあり、役員、組織等の見直しをおこなう。
(3)	会員確保の方策として各教室、及び新規の体験教室を開催し①新規教室の導入②現教室複数化及びビジター制度の活用拡大を広報等でPRを行い、会費の増加を図る。
(4)	新規教室の検討：エンジョイテニス、Jr、テニス教室、バランスボールエクササイズ教室の検討
(5)	オークフェスタの再開に向けた取り組み、市のスポーツフェスティバルと共同開催、指定管理会社シンコースポーツ等協力依頼し、より地域性の高いイベントを計画する。（事業部会での取り組み）
(6)	近隣スポーツクラブ、地域団体（公民館等）との「交流ノルデック・ウォーク」の開催。
(7)	大阪府クラブ連絡協議会（scネット）等外部活動への参加

2. 事業計画

種別	事業名	内容	時期	備考
会議・イベント・外部活動	会員受付	受付・更新	年間	新規及び更新
	運営委員会	会議	適宜開催する	通常開催
	理事会	会議	必要に応じて適宜	NPO理事
	通常総会	会議	6月	NPO法人
	春期ソフトバレーボール交流大会	イベント	5月	レディース
	秋期ソフトバレーボール交流大会	イベント	11月	レディース
	令和6年度オーク・スポーツフェスタ	イベント	11月23日開催	西河原拠点で開催
	太極拳平安神宮奉納演武	発表会	10月	外部イベント
	バランスボール体験教室の開催	交流	12月	市民対象
	ノルデック交流体験教室	体験	11月	市民対象
	外部大会参加	体験	年間を通して	クラブサークル
スポーツ教室の開催	(福井) ソフトバレーボール	定期教室	前期・後期20回×2期	計40回の教室開催
	(福井) やさしいエアロビ	定期教室	前期・後期20回×2期	計40回の教室開催
	(福井) さわやかヨガ	定期教室	前期・後期20回×2期	計40回の教室開催
	(西河原) やさしい太極拳	定期教室	前期・後期20回×2期	計40回の教室開催
	(西河原) 初級卓球教室	定期教室	前期・後期20回×2期	計40回の教室開催
	(西河原) 初級～中級) クラステニス教室	定期教室	前期・後期16回×2期	計32回の教室開催
	(西河原) ノルデック・ウォーク	定期教室	前期・後期16回×2期	計32回の教室開催
	(西河原) オークのびのびストレッチ教室	定期教室	前期・後期16回×2期	計32回の教室開催
	(西河原) 幼児(キッズ) サッカー教室	定期教室	前期・後期12回×2期	計24回の教室開催
	(西河原) 小学生(ジュニア) サッカー教室	定期教室	前期・後期12回×2期	計24回の教室開催
(西河原) 小学生ソフトバレーボール教室	定期教室	前期・後期15回×2期	計30回の教室開催	
クラブ	ソフトバレーボール	サークル	前期・後期20回×2期	計40回サークル開催
	卓球開放	サークル	前期・後期20回×2期	計40回サークル開催
新規教室	親子バランスボールエクササイズ	定期教室	前期体験+後期12回	計24回教室開催
	幼児・小学生バランスボールエクササイズ	定期教室	前期体験+後期12回	計24回教室開催
他	外部団体講習会、研修会、イベント参加	外部	年間を通して	大阪SCネット、他

令和5年度 茨木市地区スポーツ・レクリエーション大会補助金確定額一覧表

単位：円

	地区名	補助金交付決定額(概算払)	補助金確定額	差引額
1	茨木	499,800	499,800	0
2	春日丘	372,500	372,500	0
3	中条	480,900	480,900	0
4	安威	257,300	257,300	0
5	玉島	390,600	390,600	0
6	福井	290,200	290,200	0
7	清溪	209,200	209,200	0
8	見山	205,800	205,800	0
9	石河	202,200	104,254	97,946
10	中津	429,900	429,900	0
11	東	380,100	342,388	37,712
12	水尾	400,400	400,400	0
13	太田	420,500	420,500	0
14	天王	492,300	478,443	13,857
15	郡山	279,400	279,400	0
16	葦原	417,200	417,200	0
17	庄栄	367,600	367,600	0
18	山手台	363,000	363,000	0
19	耳原	379,600	379,600	0
20	穂積	361,600	238,447	123,153
21	白川	368,700	368,700	0
22	西河原	293,300	293,300	0
合計		7,862,100	7,589,432	272,668

令和6年度 茨木市地区スポーツ・レクリエーション大会補助金交付予定額

単位：円

	地区名	均等割	人口割	計	人口(人)
1	茨木	190,000	316,700	506,700	15,835
2	春日丘	190,000	182,000	372,000	9,103
3	中条	190,000	296,600	486,600	14,833
4	安威	190,000	65,900	255,900	3,299
5	玉島	190,000	199,800	389,800	9,992
6	清溪	190,000	18,700	208,700	935
7	見山	190,000	15,500	205,500	778
8	石河	190,000	12,100	202,100	609
9	中津	190,000	242,900	432,900	12,148
10	東	190,000	190,200	380,200	9,510
11	水尾	190,000	207,500	397,500	10,375
12	郡山	190,000	87,800	277,800	4,393
13	太田	190,000	228,300	418,300	11,416
14	天王	190,000	306,200	496,200	15,313
15	葦原	190,000	229,500	419,500	11,478
16	庄栄	190,000	177,600	367,600	8,884
17	山手台	190,000	171,500	361,500	8,575
18	耳原	190,000	188,400	378,400	9,422
19	穂積	190,000	171,200	361,200	8,560
20	白川	190,000	177,200	367,200	8,860
21	西河原	190,000	114,800	304,800	5,741
合計		3,990,000	3,600,400	7,590,400	180,059

※均等割(1地区190,000円)

※人口割(地区人口×20円) 100円未満は切り捨て

※人口(令和5年9月30日現在の住民基本台帳参照)

茨木市スポーツ大会関係事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、公民館区（公民館が設置されていない場合はこれに相当する地域）において、公民館区事業実施委員会その他これに類する団体が実施する体育祭、スポーツ・レクリエーション大会等の事業（第2及び第3において「茨木市地区スポーツ・レクリエーション大会事業」という。）に対し、市が補助金を交付することによりスポーツの推進を図り、もって市民生活の活性化に資することを目的とする。

(補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、茨木市地区スポーツ・レクリエーション大会事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、茨木市地域行事開催等事業補助要綱（平成27年4月1日実施）による補助金の交付を受けた事業については、この要綱による補助の対象としない。

(補助対象経費)

第3 補助の対象経費は、茨木市地区スポーツ・レクリエーション大会事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 消耗品費
- (3) 食糧費
- (4) 印刷費
- (5) 通信運搬費
- (6) 委託料
- (7) 保険料
- (8) 備品購入費
- (9) 使用料

(補助金額)

第4 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額または、補助対象経費の合計額のいずれか少ない額とする。

- (1) 1地区につき190,000円
- (2) 20円に当該地区の人口を乗じて得た額

2 補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市スポーツ大会関係事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日ま

でに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市スポーツ大会関係事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助金の交付請求)

第7 第6の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市スポーツ大会関係事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を概算払により交付する。

(変更の申請等)

第9 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市スポーツ大会関係事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市スポーツ大会関係事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

3 前項の補助金変更承認通知書を受けたものは、第7に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

(実績報告)

第10 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市スポーツ大会関係事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(補助金額の確定等)

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市スポーツ大会関係事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の返還)

第12 第11の補助金確定通知書を受けたものは、既に交付を受けた概算額がその確定額を超過している場合は、指定された期日までに超過額を返還しなければならない。

(立入検査)

第13 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の取消し等)

第16 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不適当と認めたとき。

(市長の指示)

第17 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

(実施時期)

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市スポーツ大会関係事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施時期)

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市スポーツ大会関係事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施時期)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第2第2項の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年11月5日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月12日から実施する。

令和5年度 茨木市体育協会事業補助金額一覧表

単位：円

	内容	当初申請額	決定額
1	体育協会杯総合体育大会 に関する事業	2,500,000	2,500,000
2	三島地区総合体育大会 に関する事業	510,000	510,000
3	大阪府総合体育大会 に関する事業	510,000	510,000
4	スポーツ・レクリエーション に関する事業	110,000	110,000
5	国際・国内スポーツ振興 に関する事業	30,000	30,000
6	スポーツ少年団育成 に関する事業	660,000	660,000
7	スポーツ少年団スポーツ大会 に関する事業	200,000	200,000
合 計		4,520,000	4,520,000

令和6年度 茨木市体育協会事業補助金額一覧表

単位：円

	内容	申請額
1	体育協会杯総合体育大会 に関する事業	2,500,000
2	三島地区総合体育大会 に関する事業	510,000
3	大阪府総合体育大会 に関する事業	510,000
4	スポーツ・レクリエーション に関する事業	110,000
5	国際・国内スポーツ振興 に関する事業	30,000
6	スポーツ少年団育成 に関する事業	660,000
7	スポーツ少年団スポーツ大会 に関する事業	200,000
合 計		4,520,000

茨木市体育協会事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、特定非営利活動法人茨木市体育協会が実施する事業に対し、市が補助金を交付することにより市内で行われるスポーツ大会等の円滑な運営を促進し、スポーツの推進を図り、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

(補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、特定非営利活動法人茨木市体育協会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 体育協会杯総合体育大会に関する事業
- (2) 三島地区総合体育大会に関する事業
- (3) 大阪府総合体育大会に関する事業
- (4) スポーツ・レクリエーションに関する事業
- (5) 国際・国内スポーツ振興に関する事業
- (6) 強化選手育成・奨励に関する事業
- (7) スポーツ少年団育成に関する事業
- (8) スポーツ少年団スポーツ大会に関する事業
- (9) 指導者養成研修に関する事業

(補助対象経費)

第3 補助の対象経費は、第2各号に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷費
- (4) 通信運搬費
- (5) 委託料
- (6) 保険料
- (7) 備品購入費（競技用具費）
- (8) 使用料
- (9) 負担金
- (10) 交通費

(補助金額)

第4 補助額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市体育協会事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市体育協会事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助金の交付請求)

第7 第6の補助金交付決定通知書を受けた者は、第11の規定による補助金額の確定後、茨木市体育協会事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、概算払の必要があるときは、補助金の交付決定後、茨木市体育協会事業補助金概算払交付請求書（様式第4号）により、概算払の請求をすることができる。

(補助金の交付)

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付請求を受け付けたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(変更の申請等)

第9 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市体育協会事業補助金交付変更承認申請書（様式第5号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市体育協会事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

3 前項の補助金変更承認通知書を受けた者は、第7に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

(実績報告)

第10 補助金の交付の決定を受けた者は、当該年度の全ての事業終了後、茨木市体育協会事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(補助金額の確定等)

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市体育協会事業補助金確定通知書（様式第8号）により報告書を提出した者に通知する。

(補助金の精算)

第12 第11の補助金確定通知書を受けた者は、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市体育協会事業補助金精算追加交付請求書（様式第9号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

(立入検査)

第13 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第14 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第15 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第16 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不適当と認めるとき。

(市長の指示)

第17 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

令和6年度 ～チャレンジいばらき補助金～

茨木市提案公募型 公益活動支援事業補助制度募集要領

(スポーツ推進事業)

【募集期間】 令和6年1月15日～2月16日

【事業実施期間】 令和6年4月1日～令和7年3月31日

*この募集は、令和6年度予算が茨木市議会において議決されることを条件として行っています。

茨木市 市民活動のコンセプト

楽しい活動が

誰かの人生を

豊かにする



茨木市 市民文化部 スポーツ推進課

令和5年度からの主な改正点

- ① 原則、団体の既存事業については対象事業から除外
- ② 人件費、備品費を対象経費から除外
- ③ 提案事業の申請時点で本課との調整を行った結果、一定の連携が図れると判断できる事業については、プレゼン審査の得点に3点を事務局で加点

1 目的等

本市では、市民活動のコンセプトとして、『楽しい活動が誰かの人生を豊かにする』を掲げ、人と人、人と活動がつながることで、新たな活動が創出されると考えています。

地域の課題解決や活性化に取り組む事業に対して、市が補助金を交付することで、様々な市民活動団体の公益活動の促進を図り、市民等が主体となった地域社会づくりを推進していくとするものです。

【参考】

R5年度 事業紹介



(右図よりアクセスできます)

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/kyousou/menu/shiminkatsudo/48626.html>

市民活動のコンセプト

「楽しい活動が誰かの人生を豊かにする」

令和3年度に実施した「第6回いばらき ひらこか」ワークショップで出た意見をもとに、今後の茨木市の市民活動におけるコンセプトを設定しました。

ワークショップの様子やコンセプトシートなどは以下のURL、もしくは右図からご覧ください。



<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/kyousou/menu/kentou/siminsannkakutorikumi/hirakoka/index.html>

2 募集テーマ

「スポーツ推進事業」

このテーマは、市民の体力向上と親睦を深めるためのスポーツに関する事業に対して設定したものです。

また、この他の「テーマ設定型」、「自由テーマ型」、「連携型」も同時に募集しています。募集要領は、それぞれのテーマごとに作成しておりますので、各関連課窓口又は、共創推進課及び市民活動センターで配布しているほか、市ホームページを参照してください。

3 申請の要件等

(1) 対象団体

対象団体は、次のすべてに該当することが要件となります。

- ① 主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が5人以上の団体
- ② 政治又は宗教的活動を目的としない団体
- ③ 暴力団でないこと、暴力団及び暴力団員の統制下でないこと
- ④ 定款、規約、会則等による運営がなされている団体

※チャレンジいばらき補助金（自由テーマ型・テーマ設定型・連携型）において、同一年度内における補助は、1団体につき1事業に限ります。

(2) 対象事業

対象事業は、次のすべてに該当することが要件となります。

※提案を考えている事業が補助対象となるかどうかについては、事前にスポーツ推進課と協議してください。

- ① 茨木市に在住・在勤・在学の者を対象とし、市内で実施する事業
- ② 市域の活性化又は社会及び市域の課題解決が見込める事業
- ③ 国・地方公共団体から補助金等の交付を受けていない事業
- ④ 当該活動団体や関係団体のみではなく、広く活動の効果が期待できる事業
(報償費が補助上限額の2分の1を超えるものは、必ず公益性の説明を記載すること)
- ⑤ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施・完了する事業
(交付決定前に着手している事業であっても、令和6年4月1日以降に着手した事業は、補助の対象とします)
- ⑥ 当該団体の会員等のみを対象とした事業でないこと
- ⑦ 事業の実施に当たっては、チラシ等に「チャレンジいばらき補助金（茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金）」によって事業実施している旨を掲載、もしくは下のバナーを使用するなど、補助金の広報に努めること
- ⑧ 当該団体の年間を通じた定例事業ではなく、②を踏まえた新たな事業であること。
(既存事業であっても、そこから発展した事業や新たなテーマを設けた事業はその限りではありません)

あなたもチャレンジしませんか？



この事業は、チャレンジいばらき補助金を活用しています。



市民公益活動のチャレンジを応援！
事業紹介は左のQRコードから！
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/kyousou/menu/shiminkatsudo/48626.html>

バナーのデータは、6ページの提出様式掲載ページからダウンロードできます。

※バナーは補助対象事業の広報にのみお使いください。

※チラシを作成された際には、スポーツ推進課へチラシデータの共有をお願いします。

4 補助率、補助金額

補助金に頼る事業運営ではなく、継続して自主的・自律的な事業運営をしていただくことをめざしています。

補助金額	75,000円（補助金上限額）
補助率	2分の1

【留意事項】

- ・補助金額は、次の①、②のどちらか少ない額となります（千円未満切捨て）。
 - ① 上限額
 - ② 補助対象経費の合計額から「事業の実施に伴い発生する収入」を減じた額
「事業の実施に伴い発生する収入を減じた額」とは、団体外からの収入のみならず、事業実施に際して団体内部において徴収した会費等も含みます。
(例：年度初めに一括して徴収する会費は自己資金扱いとするが、事業実施の際に参加費として徴収するものは収入とみなします。)
- ・本事業では、1補助対象団体の実施する同一事業に対する補助回数の上限を3回と定めていますが、令和2年度から令和4年度までの3年間、新型コロナウイルス感染症による特例措置（補助率・補助金額）としていたことから、これまでの申請については、補助回数に含めず、全て初年度扱いとします。
ただし、令和元年度までに3年間の補助が完了している団体については、対象外とします。

5 対象となる経費

予算書の科目名は、下の表の科目名と対応させ、分かりやすく記載して下さい。
事業実施後に団体もしくは団体代表者宛の領収書の提出（原本）が必要となります。
領収書等により交付事業としての支払いが確認できないものは、対象経費と認められません。

科 目	内 容
報償費	講師、専門的立場の方、出演者への謝礼、事業実施にあたっての協力者(当日スタッフなど)への謝礼（1時間当たり500円程度）
旅費交通費	講師、専門的立場の方、出演者の旅費・宿泊費、スタッフの交通費など ※実績報告時には、移動の区間、距離、目的も併せて報告すること。 また、公共交通機関等、領収書が出ないものについては、その際のICカードの乗車履歴や乗車券等の写真等を保存しておき実績報告の際に他の領収書と合わせて提出すること。
消耗品費	材料（料理教室等の原材料含む）、事務用品その他の消耗品にかかる経費（単価が税込3万円未満）
印刷製本費	チラシ、冊子、資料などの印刷や製本にかかる経費（補助額の2分の1以内）
光熱水費	事業実施に直接必要な光熱水費
通信運搬費	郵便、宅配、電話料金等にかかる経費
広告料	HP掲載料や、SNS有料広告に係る経費 ※チラシ印刷は除く。チラシについては、デザイン料は報償費（個人への依頼）もしくは委託料（法人への依頼）、印刷は印刷製本費に分けること。
手数料	振込手数料、クリーニングなどにかかる経費
保険料	スタッフボランティア保険、行事保険などにかかる経費（振り込みにかかる手数料は「手数料」とすること）
委託料	ごみ処理委託、会場設営委託などにかかる経費
使用料	会場借上、機器レンタルなどにかかる経費
その他	その他事業実施に直接必要な経費で市長が特に認めるもの（要事前相談）

《参考》対象とならない経費

以下のような経費は、補助の対象外経費とします。

人件費（例：主催者・関係者への賃金）
交際費（例：出演者への報償費以外の贈答品費、接待費など）
慶弔費（例：ケガをしたスタッフへの見舞金など）
食糧費（例：打合せ・打ち上げ等に係る飲食費、スタッフのまかないなど）
団体の経常的な活動に要する経費（例：団体事務所の家賃等）
販売を目的とする物品に係る経費
備品費（単価が税込3万円以上の物品） ただし、以下①～③の全てを満たすもので、プレゼン審査時に事前承認を受けた場合は、例外的に補助対象とする。※備品費の購入が必要な場合は、申請時に市へ相談すること。 ①事業実施に必要不可欠であること ②リースによる調達が可能か、購入するよりも高価であること ③補助額の2分の1以内であること
他の事業との共通する経費、団体で経常的に使用するもの（例：他事業を含む保険料等）
事業終了後にスタッフの私物となる物の購入代金
領収書等により支払った内容が明確に確認できない経費
その他社会通念上公費を支出することが適切でないものなど

6 応募方法

(1) 募集期間

令和6年1月15日（月）～令和6年2月16日（金）

(2) 提出書類

- 茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 添付書類 ①団体概要調書
 - ②事業計画書
 - ③収支予算書（申請事業分）
 - ④団体の定款、規約、会則等の写し
 - ⑤前年度の活動実績がある団体にあつては、その決算書（団体全体のもの）
 - ⑥団体の活動が分かる書類（総会資料・パンフレット・ちらし等）

*申請書、添付書類①②③については、所定の様式で提出してください。

*添付書類④⑤⑥については、団体の任意の様式でかまいませんが、可能な限り、A4サイズでの提出をお願いします。すべて片面印刷での提出をお願いします。

【各様式および補助金活用事業のアピールバナー（2ページに記載）について】

*下記URLからダウンロードできます。（右図の読み取りでもアクセス可）

*応募時の様式は、「1. 交付申請をするとき」からご確認ください。

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/kyousou/menu/shiminkatsudo/teiankoubo/teian_yosiki/index.html



(3) 提出方法

【窓口】茨木市 市民文化部 スポーツ推進課（市役所南館8階）

【郵送】〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 スポーツ推進課宛

【電子】<https://logoform.jp/form/2Qoq/474006>

（右図読み取りからも提出フォームにアクセスできます）

提出期限 令和6年2月16日（金）17時15分（期限厳守）（郵送の場合は必着）

各課協議期間 令和6年2月19日（月）～2月29日（木）



(4) 各課協議について

行おうとする事業について、本課との協議のうえで、申請する事業が市民ニーズに合致するものであるか、本課と連携できることがあるか等について検討してください。また、各課協議期間中には、状況に応じて企画内容を変更しても構いません。申請時にすでに本課との調整が済んでいる事業については、各課協議期間内での協議は不要です。

※ご提出いただいた書類の内容に関して、質問をさせていただく場合や、書類の修正をお願いする場合がございますので、できるだけ日程に余裕を持ってご申請ください。

事業の始め方、進め方、スケジュールの組み方、申請書類の書き方など、補助金申請にあたってのお困りごとについて、市民活動センターがサポートします！
詳しくは市民活動センターまでお問い合わせください。
（チャレンジいばらき補助金の制度に関する質問は、スポーツ推進課で受け付けています。）



7 選考方法

① 書類確認

- ・市民文化部スポーツ推進課において、書類の不備などのチェック、当該応募事業が制度やテーマの趣旨に合致したものであるかの確認を行います。

②書類審査（第1次審査）

- ・学識経験者、NPO関係者、地域活動関係者、市民委員で構成する茨木市提案公募型公益活動支援事業評価委員会（以下「評価委員会」という）委員による書類審査を実施します。

③プレゼンテーション審査（第2次審査）※書類審査を通過した団体が対象

- ・評価委員会にて、応募団体によるプレゼンテーションを実施いただき、評価委員会が内容を評価し、その意見をもとに、市が補助金交付事業を決定いたします。
なお、市が指定したプレゼンテーションの日程は、原則変更できません。
ただし、やむを得ない事由により日程変更が必要な場合は、速やかに共創推進課まで連絡をお願いします（プレゼンテーション日程通知後3日以内）。

審査の流れ	配分	内 容
プレゼンテーション	5分	団体概要や申請事業概要について、評価委員に説明します。 ※パワーポイント・動画等使用の場合、事前にご相談のうえ、審査の3日前までにご提出ください。（メールでの提出は15MBが受信上限のため、上回る場合は別途調整が必要です）
関連課からの補足	2分	申請内容に関連のある課から、事業についての補足を述べます。
質疑応答	5分	申請内容について、評価委員から質問をします。

【留意事項】

- ① 評価委員会委員による書類審査（第1次審査）を通過した団体はプレゼンテーション審査（第2次審査）を受けていただくことになります。
- ② プレゼンテーション審査（第2次審査）について、上位のものから順に予算の範囲内で採択しますので、下位の事業については、選考基準点を満たしていても不採択または一部減額して採択となる場合があります。
- ③ 評価委員会委員による書類審査（第1次審査）、プレゼンテーション審査（第2次審査）で選考基準点（満点の6割）に満たない場合は、不採択となります。配点の詳細は「8 評価基準と配点」をご覧ください。
- ④ 予算の範囲内で最下位の事業が複数ある場合は、申請金額に応じて按分した金額を交付決定額とします。
- ⑤ 実際に交付する補助金額は、事業実施後の決算額から再度算出し、交付決定金額を上限として確定します。

交付決定後、止むを得ない事情により事業計画や申請金額を大幅に変更する場合や、事業を中止する場合は、「変更・中止承認申請書」を提出し、別途承認を受ける必要があります。その際は、事前にスポーツ推進課と協議してください。

8 評価基準と配点

【書類審査】※選考基準点：30点（満点の6割）

項目	配点	内 容
①公益性	20	・自分たちのためだけでなく、その他市民も参加できるものか
		・事業の結果として市域の課題解決が見込めるものか（間接的でも可）
		・採算性等により民間では実施されないものか
		・市民や市の考え方と一致するか
②自立性 ・継続性	10	・持続的に発展する可能性があるか
		・自立・継続に向けて計画的に事業を企画しているか
③実行性	20	・団体が主体的に取り組むものであるか
		・スケジュールは妥当なものか
		・予算の積算は妥当なものか
		・安全や周囲への配慮も含め、十分な体制を確保しているか

【プレゼンテーション】※選考基準点：42点（満点の6割）

項目	配点	内 容
① 公益性	20	・自分たちのためだけでなく、その他市民も参加できるものか
		・事業の結果として市域の課題解決が見込めるものか（間接的でも可）
		・採算性等により民間では実施されないものか
		・市民や市の考え方と一致するか
② 自立性 ・継続性	10	・持続的に発展する可能性があるか
		・自立・継続に向けて計画的に事業を企画しているか
③実行性	20	・団体が主体的に取り組むものであるか
		・スケジュールは妥当なものか
		・予算の積算は妥当なものか
		・安全や周囲への配慮も含め、十分な体制を確保しているか
④先駆性	10	・誰も取り組んでいないものか
		・新たな視点、発想から提案されたものか
		・年間を通じた団体の定例的な活動になっていないか
		・時代のニーズに即した活動であるか
⑤PR方法	10	・不特定の市民に届くPR方法となっているか
		・多様な手段で事業のPRができているか
		・十分な周知期間が設けられているか

※以上の配点に加えて、提案事業の申請時点で関連課との調整を行った結果、一定の連携が図れると判断できる事業については、プレゼン審査の得点に3点を事務局で加算します。

9 公開について

申請いただいた事業名、団体名、交付決定した事業一覧及び評価委員会の会議録等は、個人情報に係る部分を除いて、原則、市のホームページ等で公開いたします。

10 実績報告について

補助金の交付決定を受けた団体は、対象となる事業の完了後、すみやかに次の書類の提出をお願いします。(原則、**事業終了後1か月以内**)

提出書類

○茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金実績報告書（様式第6号）

○添付書類 ①事業報告書

②収支決算書

③領収書（原本）

④その他事業の成果がわかるもの（制作物、写真、チラシ等）

*実績報告書、添付書類①②については、6ページの提出様式掲載ページからダウンロードのうえ、所定の様式で提出してください。片面印刷をお願いします。

※対象となる全ての経費の支出については、事業完了後、領収書等により確認を行いますので、申請団体が支払ったとわかる適正な領収書等（日付、内容が記載されており、宛名が団体もしくは団体代表者となっているもの）の原本を経費の費目別に台紙（A4サイズ）に貼付して提出してください。

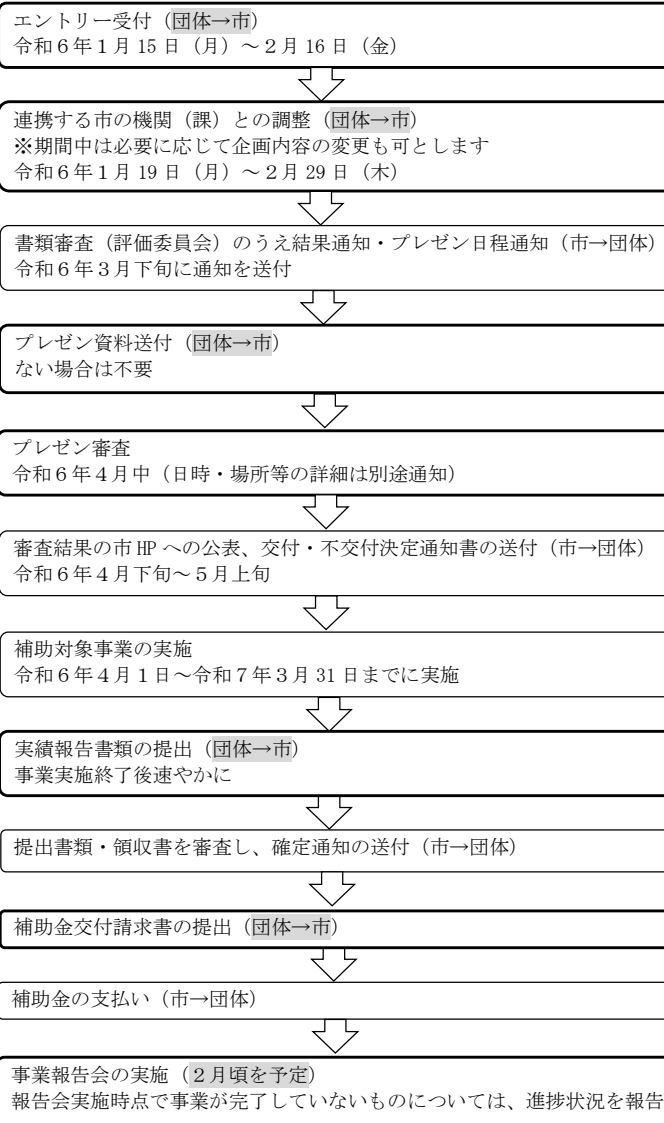
（台紙に貼付するのは片面でお願いします。また、領収書等の折り込み、重ねての貼付は避けて下さい。）

11 補助金の支払い

補助金の支払い時期は、事業実施後となります。ただし、市長が必要と認めるものについては、補助金の交付決定後、概算払の請求をすることができます。

概算払の請求により補助金の交付を受けた場合は、当該補助金について、精算の手続きを行っていただきます。この場合において、既に受けた概算額が、その確定額を超過しているときは、超過額を返還していただきます。

12 事業の流れ



13 問い合わせ・相談

茨木市 市民文化部 スポーツ推進課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 南館8階

電話：072-620-1608 FAX：072-624-4767

メールアドレス：sportssk@city.ibaraki.lg.jp

【事業の企画・進め方の相談】

きゃばす（市民活動センター）

〒567-0888 茨木市駅前三丁目9番45号

茨木市文化・子育て複合施設おにクル7階

電話：072-623-8820



きゃばすHP

令和5年度補助金交付実績

無し

令和6年度補助金交付予定

※連携型事業 1件

事業の区分	交付団体	事業内容	実施日	交付決定額
連携型事業	が ん ば ろ う！つばさ ネットワー ク	東日本大震災の被 災地から高校生を 招いて 野球しよ うぜ！交流で元気 を発信！親善野球	令和6年5月 6日～令和7 年3月30日	300,000円

令和5年度 トップアスリート支援事業 補助実績額

選手名	認定基準	競技	支援開始時期	交付金額
関 ケビン	(一社) 日本知的障害者水泳連盟 国際大会強化指定選手	パラ水泳	2021/10/15	300,000
岩崎 善徳	非特定営利活動法人 日本デフゴルフ協会 強化指定選手	デフゴルフ	2021/12/24	300,000
山本 百花	一般社団法人 日本スポーツチア& ダンス連盟 日本代表	スポーツチア&ダンス	2021/11/8	300,000
道坂 怜生	公益社団法人 日本オリエンテーリング協会 男子日本代表	スキーオリエンテーリング	2022/1/31	300,000
高出 大暉	男子日本代表	フィールドホッケー	2021/4/1	80,000
合計				1,280,000

茨木市アスリート支援事業実施要綱

茨木市トップアスリート支援事業補助要綱（令和3年4月1日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、国際的スポーツ大会で活躍が期待できる選手に対し支援を行い、市民が茨木市ゆかりのアスリートの存在を知り応援することで、市民のスポーツに対する関心を高め、茨木市におけるスポーツの推進を図ることを目的とする茨木市アスリート支援事業について、必要な事項を定めるものとする。

（支援選手の指定の対象）

第2 茨木市トップアスリート支援事業において支援を行う選手は、別表1左欄に定める指定区分とし、指定の対象となる者は、競技活動により報酬を得ていない選手のうち、同表中欄及び右欄に定める対象者及び基準の条件を満たすものとする。

（指定選手等の認定申請）

第3 特別支援指定選手及び支援指定選手（以下「指定選手等」という。）の認定を受けようとするものは、第2の基準を満たした日の属する年度の翌年度の3月31日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 支援指定選手等認定申請書（様式第1号）
- (2) 第2に定める基準を満たしたことが確認できる書類
- (3) 茨木市在住を示す書類

2 前項の申請は、直接持参の方法によるものとする。

（指定選手等の決定）

第4 市長は第3の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、茨木市アスリート支援事業支援指定選手等決定通知書（様式第2号）により通知する。

（認定証の交付）

第5 市長は、指定選手等に対して認定証（様式第3号）の交付を行う。

（指定の期間）

第6 指定選手等の支援期間は、申請日から申請日の属する年度の3月31日

までとする。

（指定の期間の延長）

第7 市長は茨木市アスリート支援事業実績報告書（様式第4号）により指定の期間の延長の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、指定の期間を翌年度の3月31日まで延長し、申請者に対し、茨木市アスリート支援事業支援指定選手等指定期間決定通知書（様式第5号）により通知する。

（支援内容）

第8 指定選手等に対する支援内容は以下のとおりとする。

- (1) 競技活動を行う上で要する経費の一部を補助
- (2) 本市のスポーツ施設を活用した練習場の提供
- (3) 広報いばらき及び市ホームページなどを活用した指定選手等の紹介
- (4) 指定選手等に対する支援協賛企業の募集
- (5) その他、市長が必要と認めること

2 応援選手に対する支援内容は以下のとおりとする。

- (1) 本市のスポーツ施設を活用した練習場の提供
- (2) 広報いばらき及び市ホームページなどを活用した応援選手の紹介
- (3) 指定選手等に対する支援協賛企業の募集
- (4) その他、市長が必要と認めること

（補助対象者）

第9 補助の対象となる者は、別表1左欄に定める指定区分のうち以下のとおりとする。

- (1) 特別支援指定選手
- (2) 支援指定選手

（補助対象経費）

第10 補助の対象となる経費は、競技活動を行う上で要する経費のうち、別表2に掲げる経費とする。

（補助金額）

第11 補助額は、1年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に発生した第10に規定する補助対象経費の合計額（所属団体等からの助成等補助対象経費に対して他の収入があるときは、当該合計額から他の収入額を差し引いた額）の2分の1とし、1年度当たり対象者1人につき、特別支援指定選手は300,000円、支援指定選手は150,000円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第12 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市アスリート支援事業補助金交付申請書（様式第6号）に補助対象経費であることを証明する書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、直接持参の方法により先着順に受付を行うものとする。

3 受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付を行わないものとする。

（補助金の交付決定）

第13 市長は、第12の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市アスリート支援事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第14 第13の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市アスリート支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第15 市長は、第14の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（書類の保存）

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第17 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

（実績報告）

第18 支援選手等の認定を受けたものは、茨木市アスリート支援事業実績報告書（様式第4号）を市長へ提出して実績報告を行うものとする。

（指定の取消し）

第19 市長は、指定選手等が指定の期間中に次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により指定選手等の認定を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 本人の責により競技活動を中止したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表 1

指定区分	対象者	基準
特別支援 指定選手	茨木市在住の中学生以上の者	次のいずれかに該当する者 (1) 国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、日本オリンピック委員会若しくは日本パラリンピック委員会の正加盟団体等、または中央競技団体から日本代表またはその候補（年代別除く）として指定を受けている者 (2) 日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会またはその正加盟団体等から強化指定を受けている者
支援指定 選手		次のいずれかに該当する者 (1) 国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、日本オリンピック委員会若しくは日本パラリンピック委員会の正加盟団体等、または中央競技団体から日本代表またはその候補（年代別含む）として指定を受けている者 (2) 日本オリンピック委員会若しくは日本パラリンピック委員会、またはその正加盟団体等から強化指定を受けている者
応援選手	次のいずれかに該当する者 (1) 茨木市に在住し、又は過去に1年以上在住していた中学生以上の者 (2) 茨木市内の学校又は事業所等に在籍し、又は過去に1年以上在籍していた中学生以上の者	

別表 2

	対象経費	領収書発行者 (※必要な添付書類)
報酬	競技力強化を目的として契約を交わした者への報酬 ・専属スタッフ（コーチ、栄養士、トレーナー、通訳）等への報酬	報酬を支払った相手 ※契約内容、実施実績がわかる資料
旅費	競技力強化の一環として参加した大会、遠征、合宿等に係る旅費 ※参加のために必要だと認められる場合は、同伴者の旅費も含む ・運賃 ・宿泊料	交通機関、宿泊した場所、旅行会社等 ※参加した大会、遠征、合宿等の詳細がわかる資料（開催要項等）
需用費	競技力強化に必要な消耗品 ・医薬品（湿布、絆創膏など） ・スポーツ用品（競技活動に関するもの） ・テキスト（既製品の購入） ・栄養補助食品（サプリメント等）	小売業者等 ※数量、単価等がわかる明細
役務費	競技力強化の一環として参加した大会、遠征、合宿等に係る運搬費、検査費等	運送業者、検査機関等 ※運送物、数量、運送先等がわかる明細や参加した大会、遠征、合宿等の参加費等詳細がわかる資料（開催要項等）
使用・賃借料	競技力強化を目的として使用したスポーツ施設等の使用料	スポーツ施設等 ※使用した日付、時間、内容等がわかる明細

	対象経費	領収書発行者 (※必要な添付書類)
負担金	競技力強化の一環として参加した大会、遠征、合宿等に係る参加費や、それらへの参加や競技の実施に必要な登録料、手数料、更新料等	大会、遠征、合宿等の主催者、資格交付機関、選手登録団体等 ※参加した大会、遠征、合宿等の参加費等詳細がわかる資料（開催要項等）
備品購入費	競技力強化に必要な物品で、その性質又は形状を変えることなく、比較的長期間の使用又は保存に耐えるもの ・強化に必要なトレーニング機器 ・練習に使用する器具類 ・競技に使用する器具類	小売業者等 ※数量、単価等がわかる明細

第47回三島地区総合体育大会総合成績表

順位	優勝	2位	3位	4位	5位
市町名	高槻市	茨木市	吹田市	摂津市	島本町

種目	種別	1位	2位	3位	4位	5位
サッカー	一般男子	茨木市	高槻市	吹田市		摂津市
	ジュニア	吹田市	茨木市	摂津市		高槻市
バスケットボール	一般男子	茨木市	高槻市	摂津市	吹田市	
	一般女子	吹田市	高槻市	摂津市	茨木市	
日本拳法	一般男子	吹田市	茨木市			
バドミントン	一般男子	吹田市(A)	摂津市(B)	高槻市		茨木市
	一般女子	吹田市(A)	高槻市(B)	摂津市		茨木市
	一般男子2部	高槻市(B)	茨木市(A)	吹田市		島本町
	一般女子2部	高槻市(B)	吹田市(A)	茨木市		島本町
ソフトテニス	一般男子	吹田市(B)	摂津市(A)	高槻市		茨木市
	一般女子	吹田市(B)	高槻市(A)	茨木市		
	一般女子2部	茨木市	吹田市	高槻市		摂津市
ソフトボール	一般男子	茨木市	吹田市	摂津市	島本町	高槻市
	一般女子	高槻市	茨木市	島本町		
	一般男子2部	摂津市	高槻市	島本町	茨木市	吹田市
	一般女子2部	高槻市	吹田市			
卓球	一般男子	高槻市(A)	茨木市(B)	吹田市		摂津市
	一般女子	茨木市	高槻市(B)	吹田市(A)		
	一般男子2部	茨木市(A)	吹田市(B)	高槻市		島本町
	一般女子2部	茨木市(A)	吹田市	高槻市(B)		島本町
テニス	一般男子	茨木市	摂津市	島本町		吹田市
	一般女子	高槻市	摂津市	茨木市		吹田市
バレーボール	一般男子	吹田市(B)	茨木市(A)	高槻市		島本町
	一般女子	高槻市(A)	吹田市(B)	茨木市		摂津市
	一般女子2部	茨木市(A)	高槻市(B)	吹田市		島本町
剣道	ジュニア	茨木市	吹田市	高槻市		島本町
軟式野球	一般の部	高槻市	吹田市	茨木市	島本町	摂津市
	一般2部	吹田市	高槻市	摂津市	茨木市	
ゲートボール	一般の部	高槻市	吹田市	茨木市		
グラウンド ・ゴルフ	一般の部	高槻市	摂津市	茨木市		吹田市
ゴルフ	一般の部	茨木市	高槻市	吹田市		摂津市

印は、府総体出場となります。

()内はトーナメントゾーン 開催枠・優勝枠太字

第77回 大阪府総合体育大会 総合得点順位表

【1012修正版】

地区	市町村名	男女総合				男子総合				女子総合			
		競技点	参加点	総合点	順位	競技点	参加点	総合点	順位	競技点	参加点	総合点	順位
豊能	1 豊中市	109.0	48.0	157.0	2位	55.0	24.0	79.0	2位	54.0	24.0	78.0	1位
	2 池田市	34.0	31.0	65.0	12位	26.0	19.0	45.0	8位	8.0	12.0	20.0	16位
	3 箕面市	23.0	36.0	59.0	14位	15.0	20.0	35.0	13位	8.0	16.0	24.0	14位
	4 能勢町	0.0	2.0	2.0	39位	0.0	2.0	2.0	38位	0.0	0.0	0.0	40位
	5 豊能町	0.0	5.0	5.0	37位	0.0	3.0	3.0	37位	0.0	2.0	2.0	37位
三島	6 吹田市	68.0	41.0	109.0	4位	44.5	22.0	66.5	5位	23.5	19.0	42.5	6位
	7 高槻市	63.0	43.0	106.0	5位	12.5	20.0	32.5	14位	50.5	23.0	73.5	3位
	8 茨木市	64.5	39.0	103.5	7位	44.0	24.0	68.0	4位	20.5	15.0	35.5	9位
	9 摂津市	7.5	22.0	29.5	25位	5.0	15.0	20.0	23位	2.5	7.0	9.5	26位
	10 島本町	1.0	16.0	17.0	33位	1.0	11.0	12.0	32位	0.0	5.0	5.0	34位
北河内	11 守口市	21.5	27.0	48.5	17位	19.0	18.0	37.0	11位	2.5	9.0	11.5	23位
	12 枚方市	83.5	41.0	124.5	3位	56.0	23.0	79.0	2位	27.5	18.0	45.5	5位
	13 寝屋川市	46.0	32.0	78.0	9位	25.5	19.0	44.5	9位	20.5	13.0	33.5	10位
	14 大東市	41.0	34.0	75.0	10位	17.5	18.0	35.5	12位	23.5	16.0	39.5	8位
	15 門真市	29.5	24.0	53.5	16位	18.5	14.0	32.5	14位	11.0	10.0	21.0	15位
	16 四條畷市	10.5	18.0	28.5	26位	8.0	10.0	18.0	26位	2.5	8.0	10.5	24位
	17 交野市	14.0	25.0	39.0	21位	3.5	16.0	19.5	24位	10.5	9.0	19.5	18位
中河内	18 東大阪市	63.5	41.0	104.5	6位	32.0	22.0	54.0	6位	31.5	19.0	50.5	4位
	19 八尾市	53.0	37.0	90.0	8位	27.5	21.0	48.5	7位	25.5	16.0	41.5	7位
	20 柏原市	28.0	29.0	57.0	15位	13.0	16.0	29.0	18位	15.0	13.0	28.0	12位
南河内	21 富田林市	14.5	28.0	42.5	20位	9.5	13.0	22.5	22位	5.0	15.0	20.0	16位
	22 河内長野市	8.0	23.0	31.0	24位	0.0	13.0	13.0	31位	8.0	10.0	18.0	19位
	23 羽曳野市	15.5	28.0	43.5	19位	13.0	17.0	30.0	17位	2.5	11.0	13.5	22位
	24 松原市	5.5	18.0	23.5	29位	5.5	11.0	16.5	29位	0.0	7.0	7.0	30位
	25 藤井寺市	9.5	17.0	26.5	28位	9.5	9.0	18.5	25位	0.0	8.0	8.0	28位
	26 大阪狭山市	8.0	12.0	20.0	31位	8.0	9.0	17.0	28位	0.0	3.0	3.0	36位
	27 太子町	0.0	2.0	2.0	39位	0.0	1.0	1.0	40位	0.0	1.0	1.0	38位
	28 河南町	0.0	3.0	3.0	38位	0.0	2.0	2.0	38位	0.0	1.0	1.0	38位
	29 千早赤阪村	0.0	1.0	1.0	41位	0.0	1.0	1.0	40位	0.0	0.0	0.0	40位
泉北	30 堺市	116.5	45.0	161.5	1位	61.5	25.0	86.5	1位	55.0	20.0	75.0	2位
	31 泉大津市	10.0	17.0	27.0	27位	5.0	13.0	18.0	26位	5.0	4.0	9.0	27位
	32 和泉市	29.5	32.0	61.5	13位	14.0	18.0	32.0	16位	15.5	14.0	29.5	11位
	33 高石市	5.5	14.0	19.5	32位	0.0	9.0	9.0	33位	5.5	5.0	10.5	24位
	34 忠岡町	5.0	5.0	10.0	36位	2.5	3.0	5.5	36位	2.5	2.0	4.5	35位
泉南	35 岸和田市	35.0	35.0	70.0	11位	22.0	20.0	42.0	10位	13.0	15.0	28.0	12位
	36 貝塚市	13.0	32.0	45.0	18位	10.5	17.0	27.5	19位	2.5	15.0	17.5	20位
	37 泉佐野市	10.5	28.0	38.5	22位	6.5	17.0	23.5	21位	4.0	11.0	15.0	21位
	38 泉南市	0.0	13.0	13.0	35位	0.0	7.0	7.0	35位	0.0	6.0	6.0	32位
	39 阪南市	2.5	18.0	20.5	30位	2.5	12.0	14.5	30位	0.0	6.0	6.0	32位
	40 熊取町	11.0	21.0	32.0	23位	11.0	14.0	25.0	20位	0.0	7.0	7.0	30位
	41 田尻町	0.0	1.0	1.0	41位	0.0	1.0	1.0	40位	0.0	0.0	0.0	40位
	42 岬町	5.0	10.0	15.0	34位	2.5	5.0	7.5	34位	2.5	5.0	7.5	29位